

# 令和6年第3回羅臼町議会定例会（第1号）

令和6年9月10日（火曜日）午前10時開会

## ○議事日程

- 
- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 町長行政報告  
日程第 5 一般質問  
日程第 6 議案第45号 羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第 7 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて  
日程第 8 議案第37号 令和6年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算  
日程第 9 議案第38号 令和6年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算  
日程第10 議案第39号 令和6年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算  
日程第11 議案第40号 令和6年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算  
日程第12 議案第41号 羅臼町印鑑条例の一部を改正する条例制定について  
日程第13 議案第42号 羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について  
日程第14 議案第43号 羅臼町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
日程第15 議案第44号 財産の取得について
- 

## ○出席議員（10名）

議長	10番	佐藤	晶	君	副議長	9番	小野	哲也	君
	1番	米井	宏喜	君		2番	浜岸	昭仁	君
	3番	小川	雅勝	君		4番	山下	竜哉	君
	5番	加藤	勉	君		6番	田中	良	君
	7番	高島	讓二	君		8番	松原	臣	君

---

## ○欠席議員（0名）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	湊屋稔君	副町長	川端達也君
教育長	石崎佳典君	監査委員	松田眞佐都君
企画財政課長	鹿又明仁君	企画財政課参事	三宅悠介君
総務課長	飯島東君	町民環境課長	野田泰寿君
税務担当課長	鹿又芳弘君	保健福祉課長	本見泰敬君
保健・国保担当課長	州崎久代君	子育て支援センター所長	長内美奈子君
産業創生課長	湊慶介君	まちづくり担当課長	伊藤芳征君
建設水道課長	佐野健二君	学務課長	八幡雅人君
社会教育課長	長岡紀文君	会計管理者	大沼良司君

---

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長	平田充君	議会事務局次長	堺勝敏君
--------	------	---------	------

---

午前10時00分 開会

---

◎開会・開議宣告

---

○議長（佐藤 晶君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、令和6年第3回羅臼町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、1番米井宏喜君及び2番浜岸昭仁君を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日から9月12日までの3日間とし、議案調査のため、9月11日の1日間は休会にしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から9月12日までの3日間とし、議案調査のため、9月11日の1日間は休会にすることに決定いたしました。

議事審議に入る前に、皆様をお願いを申し上げます。

去る8月26日、前羅臼町長 脇紀美夫氏が御逝去いたしました。尊い人材を失い、誠に痛恨に堪えない次第でございます。

故人の生前における多大なる御功績に対し、深く感謝を申し上げ、議場の皆様方とともに、哀悼の意を表すために、1分間の黙祷をささげ、御冥福をお祈りすることといたします。

どうぞひとつよろしく願いいたします。

○事務局長（平田 充君） 皆様、御起立をお願いいたします。

(全員起立)

○事務局長(平田 充君) それでは、黙禱を行います。  
黙禱。

(黙禱)

○事務局長(平田 充君) 皆様、御着席ください。

(全員着席)

○議長(佐藤 晶君) 哀悼の意を述べさせていただきます。

前羅臼町長 脇紀美夫氏は多年町政のために尽力し、特に町長として3期12年を務め、その功績を表彰され、その後、昨年までの8年間は公益社団法人千島歯舞諸島居住者連盟の理事長として、三たびその重責を担い、諸課題の解決に心魂を傾け貢献されました。

ここに、生前の政治の跡を振り返り、その人となりをしをのびながら、羅臼町議会を代表いたしまして、心から御冥福をお祈りし、哀悼の言葉とさせていただきます。

---

### ◎日程第3 諸般の報告

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。

資料は、議長の手元で保管しております。

これで、諸般の報告を終わります。

---

### ◎日程第4 町長行政報告

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第4 町長からの行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長(湊屋 稔君) おはようございます。

第3回定例議会に議員皆様の御出席を賜りましたことを、心よりお礼申し上げます。

本日は、羅臼高校生の傍聴もあり、大変うれしく思います。今後、行われる高校生による一日議会の参考になるよう、努めてまいりたいと思います。また、皆さんが少しでも町政運営に自分ごととして興味を持っていただければ幸いです。

それでは、3件の行政報告をさせていただきます。

1件目は、脇紀美夫氏の外務大臣表彰についてであります。

このたび、令和6年8月1日に、前千島歯舞諸島居住者連盟理事長で、前羅臼町長 脇紀美夫氏が外務大臣表彰を受賞いたしました。

脇紀美夫氏におかれましては、昭和16年1月7日に北海道国後郡留夜別村にて出生さ

れましたが、戦後間もなくふるさとを追われ、羅臼村に入植され、その後、昭和32年に羅臼村職員として奉職以来、各分野で長きにわたり御活躍されてこられました。

特に平成7年から、2期8年にわたり助役として当時の辻中町長を支えられた後、3期12年間、羅臼町長として幾多の行政課題の解決にその手腕を振るい、この長年にわたり尽力されたその功績により、平成28年には旭日双光章を受章されたところであります。

さらには、町長退任後就任された千島歯舞諸島居住者連盟の理事長として、8年間にわたり、北方領土問題の解決に向け、断固たる決意と強い意志をもって返還運動の先頭に立ち、後継者の育成や北方領土教育の充実などによる国民世論の喚起高揚を図り、奮闘された功績により外務大臣表彰を受賞されたものであります。

理事長として活躍されるお姿は、テレビをはじめとする数々のメディアで拝見する機会も多くございましたが、幾つになられてもお若く、精力的で、まだまだこれからも羅臼町や千島連盟のために力をお貸しいただけると思っていた矢先、令和6年8月26日午前1時11分に御逝去されたとの訃報を受け、あまりにも突然の出来事に大変驚くとともに、誠に残念であり、心から御冥福をお祈り申し上げ、報告とさせていただきます。

2件目は、令和6年中3件目の火災が発生しておりますので、御報告をいたします。

この火災は令和6年9月3日火曜日、午後5時24分に覚知した、麻布町、羅臼石油麻布給油所において、レギュラーガソリンの地下タンクを洗浄中にマンホールから火柱が噴出し、2名の負傷者が発生しております。

この火災につきましては、火災鎮火後に消防へ通報があり覚知となりました。

火災原因については、現在調査中です。

なお、2名の負傷者は自家用車で受診されたとのことで、双方とも顔面にやけどを受傷しており、症状については、1名が中等症で入院、1名は軽症で帰宅しております。

3件目は、鮮魚取扱高についてであります。

お手元に配付をさせていただきました日報は、令和6年9月7日付のものであります。

主要魚種で見ますと、ホッケが昨年同期と比べ好調でして、数量、金額とも約2倍となっております。羅臼産ホッケはブランドとして認知されておりますので、このまま漁が続くことを願っております。

逆に、マスは単価が安く、数量では上回っていますが、金額で昨年同期から見て減となっております。

スケソにつきましては、約1億5,000万円の減、タラは5,000万円の増となっております。

カレイ類は、ほぼ横ばいで推移をしております。

夏のエビ漁ですが、漁獲数量が半減しておりますことから、今後の資源の推移についても注視していかなければならないと考えております。

これから本格化をしていくアキサケ漁ですが、予想されている数量が少ないこともあり、ここ数年の漁獲量の大幅な減少からアキサケに対しての市場の見方や期待感が薄

れているのか、昨年より単価が安くなっております。このような悪影響が続くことになると、ますますアキサケ定置業界への影響が心配されますので、ブリやフグなどの魚種変換への対応も含め、漁協や業界団体との協議の上、必要であれば北海道や国への要請も行っていかなければならないと思っております。

これまでの総水揚げ高は昨年度とほぼ同様に推移しておりますが、魚種によっては著しい水揚げの減少や魚種変換や社会情勢の影響もありますので、漁協とも情報共有をしながら、必要な対策を講じてまいります。

これから本格化していく秋の漁は予想に反して大量であることを願うとともに、天候の変化に十分留意され、事故のない操業も願うところであります。

行政報告は以上であります。

○議長（佐藤 晶君） これで、行政報告は終わりました。

---

### ◎日程第5 一般質問

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第5 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

9番小野哲也君。

○9番（小野哲也君） 通告に従いまして、私のほうから3件の質問をさせていただきます。

コミュニティバスについてということで、コミュニティバスが7月25日から実験的な買物支援型ということで動いていると思います。

その中で、今までやってきた中の現在までの利用状況について。

そして、これが3か月の実験というような形で今回なっていますので、今1か月と10日ぐらいたったのだと思うのですが、その中の実験、やってみたことで何か出てきた課題はあるのか。

そして、今後の運用と運営等への計画について、これを御確認したいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいま、小野議員から1件の御質問をいただきました。

現在、羅臼町地域公共交通計画の策定に向けて行っている実証社会試験のコミュニティワゴンについて3点の御質問でございます。

1点目は、現在までの利用状況についての御質問でございます。

利用状況につきましては、第1弾として7月25日から10月24日までの期間、買物支援型として町内を巡回する実証社会試験を、毎週火曜・水曜・木曜の3日間、阿寒バスが運行していない朝9時から午後1時までの時間帯で運行しており、直近の9月5日まで19日間運行し、延べ33人の町民の方々が御利用している状況でございます。内訳に

つきましては、男性が7名、女性が26名でございます。

2点目は、実験での課題についての御質問でございます。

この御質問については、第1弾の実証試験が始まったばかりですので、今の段階では申し上げるものは現状用意できず、課題については、今後、利用者アンケートを集計、整理した後の判断となりますことを御理解いただきたいと存じます。

3点目は、今後の費用と運営等への計画についての御質問でございます。

実証社会試験中のコミュニティワゴンに係る費用と運営については、当然のことながら、町予算で町が運営をしております。

また、第2弾の実証社会試験については、峯浜町から湯ノ沢町、岬町地区を現行の路線バスが走っていない時間帯で巡回運行する計画であり、主に既存の阿寒バスの停留所を利用させていただき運行する試験を予定しております。

幾つかの実証社会試験を通じて、利用者ニーズを把握し、羅臼町地域公共交通計画を策定していくこととなりますので、次年度も、どのようなコースで実証社会試験を行うかについては、羅臼町地域公共交通活性化協議会で協議がなされ進められていくこととなりますが、実証社会試験については、おおむね2か年実施していきたいと考えているところであり、計画策定後の運行につきましては、どのような公共交通の形になるか、まだ何も決まっておきませんので、今のところ何もお示しすることができません。

いずれにいたしましても、人口減少の本格化、運転手不足の深刻化などにより、公共交通サービスの維持・確保が厳しさを増す中で、地域の暮らしと産業を支える移動手段として、今よりもよい形にできるよう、地域公共交通の再構築を図るものでございます。

また、地域公共交通の計画策定に当たっては、国の制度改正や北海道の動きもございませし、釧路・根室地域公共交通活性化計画も関連計画として整理しなければなりません。

多くの町民が満足感の得られる移動手段の実現を目指し、少しでも交通空白の穴埋めとなる方法を、既存の交通事業者や関係機関の方々と協議・検討してまいりますので、まずは実証社会試験であります。町民の方々へ、コミュニティワゴンを御利用いただくよう、お声かけしていただくなど、御協力をいただきたいとお願いする次第でございます。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） まず質問させていただきます。

今、町長の答弁の中に、阿寒バスが運行していない朝9時から午後1時までの時間帯ということですが、これは何かの縛りがあるのか、それともそういう考えが、どうしてもそういうところが出てきたのか、ちょっとそれをお伺いしたいです。

○議長（佐藤 晶君） 町民環境課長。

○町民環境課長（野田泰寿君） 阿寒バスが運行していない時間を利用するということは、既存の事業者の営業に支障がないよう配慮してのことでございます。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） その後にも、現行の路線バスが走っていない時間帯で巡回運行をする計画とあるのですけれども、これも同じような形でのお考えということによろしいですよ。よろしいですか。

今、もちろんバスがずっと動いているのですけれども、バスが動いている中でコミュニティバスを動かした。で、その乗客のダブリとといいますか、そういうものは実際にあるのですか。今まで阿寒バスに乗っていた人が、これに乗り換えて動いたりとかしているとかという実態があるのかどうかちょっとお伺いしたいのですが。

○議長（佐藤 晶君） 町民環境課長。

○町民環境課長（野田泰寿君） 阿寒バスが運行していない時間を利用してございますので、ダブリというようなところはないというふうに押さえてございます。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） でしたら、私は阿寒バスの営業の部分を考える必要はそんなにないのではないかというような思いになるのです。もっとそうではなくて、利便性を高めるような時間的な使い方をするとかということをしたほうがいいのではないかと思うのですが、その辺はいかがですか。

○議長（佐藤 晶君） 町民環境課長。

○町民環境課長（野田泰寿君） 岬町、峯浜から病院に通院される方々、病院受診後、1時までの間、どうしても時間が空いてしまうと。その間に買物をして歩く巡回バスがあるといいねというようなこともあったものですから、そういったまず実証試験として、どのような利用があるのか、実際に乗っていただけるのか、それらのことも含めて、今回取り組んだという経緯がございます。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） 今、1日5往復しているのだと思うのです。5往復していて、大体9月5日までの統計ということで、33人の方が利用されていると。この人たちの今アンケートをお取りになっていると思うのですが、どういう意見がございますか。

○議長（佐藤 晶君） 町民環境課長。

○町民環境課長（野田泰寿君） 楽しみにしているというような声もあれば、ハイヤーのようなドア・ツー・ドアのサービスを求める声があったり、様々ありますが、まずは乗っていただいた中で御活用いただくというところで、今、集計整理をしているというところでございます。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） これ今、町長の回答の中で、第2弾ということで、たしか峯浜町から湯ノ沢、岬町地区、この辺を今度やってみようかというような状況になると思うのですが、これは実際この実験、今は1日5往復で役場からぐるっと回って役場なのですけれども、それが今度こういうふうにやるのはいつからやりますか。



○議長（佐藤 晶君） 町民環境課長。

○町民環境課長（野田泰寿君） 第2弾阿寒バスの停留所を利用した実証社会試験については、阿寒バスの停留所を使うことで許認可というところがついてまわってございまして、今申請をして許可をいただくのに大体3か月ぐらいかかるということで、許可待ちの状況でございます。できれば11月早々にでもと思っておりますが、許可が下り次第実施したいというふうに考えてございます。

その巡行については、朝9時から1時まで空白時間があるので、その間2本ぐらい穴埋めとしてコミュニティワゴンが走ればどうなのだろうと、そのような狙いの実証社会試験を考えてございます。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） みません、私ちょっと勘違いしていたかもしれないのですが、10月までの運行実験がこれで、第2弾としてその後、峯浜とか岬町に動くというような形なのですね、そうしたら、そうですか、分かりました。

今、第2弾というような状況でもう構えているというような状況を伺っていますけれども、今後、その運行に関して、どのような状況をほかに考えていますでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 町民環境課長。

○町民環境課長（野田泰寿君） この後、地域公共交通活性化協議会の中で議論されるころなのですが、今、ハイヤーの状況も夜動いていない状況もございまして。そのような中で、委員の中から、夜の交通手段、どのような形でできるのかというようなところもありましたし、また、要望として、アンケートの意見を集約した中で、またそれらを具現化できるかどうかというようなところで、協議会の中で協議がなされ、それが実施可能かどうかも含めて、第3弾、第4弾、考えてまいりたいと思っております。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） 具体的なものはまだ決まっていないのですね。それで、そこに話しかけてみて、どうやってやっていくかというような形になるのだと思うのです。

その上で、今、バスという概念でいいますと、やっぱりここからここまで行って、時間はこれぐらいですよというような状況なのですが、タクシーはやっぱり全然使い方が違って、あそこからあそこまで行きたいと、今おっしゃられたように、ドア・ツー・ドアで行きたいと、そういったことも実質考えていこうというような形で捉えてよろしいですか。

○議長（佐藤 晶君） 町民環境課長。

○町民環境課長（野田泰寿君） あくまでも公共交通ということで、その役割があるというふうに押さえてございます。バスにはバスの時間どおりに運行する形、ハイヤーのようにドア・ツー・ドアというようなこともございますので、その役割の中で、誰がどこを担っていくかということも含めて、協議、検討がされるのかというふうに考えてございます。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） もう一度聞きます。

ですので、公共交通としてタクシーを考えて、この後そういった運行も含めて考えるということによろしいですか。

○議長（佐藤 晶君） 町民環境課長。

○町民環境課長（野田泰寿君） 町がハイヤー・タクシーの交通サービスを行うというようなところでは、今、現段階では考えてございません。今、ライドシェアだ何だということではありますが、基本タクシー会社管理の下行われる日本型のものでございまして、自治体やNPOがやるという形もございませけれども、なかなか商売として、利用の数だとかいうところではちょっと地域ではふさわしくないのだろうというような見方をしております。ですから、これから作成する計画の中で、今ある現行の交通のダイヤと、もう一テーマ加えた中で、交通が活性化するような策を講じたいというようなことで考えているところです。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） 今のタクシーの状況のようなことは、あまり進めていけないのではないかというような観点で今聞きました。

例えば、予約を受けるというわけではないのですけれども、運行がどういう形になるかあれですけれども、結局運行をしているということは、それだけ時間をかけるということなのです。そうではなくて、例えばあそこに行きたいのだけれどもという人たちが、同じ、例えば乗り合いのものにしていくとか、そういったものは考えられますか。

○議長（佐藤 晶君） 町民環境課長。

○町民環境課長（野田泰寿君） 検討材料の一つとしては、検討していかなければならないものだと思います。ただ、人口減少、運転手不足という中で、どなたがそれを担っていただけるのかというところで、また一つ課題があるのかなというふうにはございますが、羅臼町が目指す交通計画の中で、それがしっかりと実行できるものであれば、計画に乗せたいというふうに考えているところです。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） 2年この実験をしてみて、形を決めていこうみたいな段階だと思うのです。ただ、2年やって、その後というのは、はっきりしてこれだという形で行くのかどうか。そこの部分でまた問題が出てくるのかなという気もしないでもないのです。私が例えば思うのであれば、いつでも柔軟に変えていけるような形、周知するのはちょっと大変なのですけれども、そういった部分もありかとは思いますが、その辺に関していかがでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 今後の運行体制ですとか、今後の事業計画ということになるのかなというふうに思うのですけれども、まず第2弾までの実証試験を通しながら、協議会

でいろいろな御意見をいただきたいなというふうに思っております。この意見をいただきながら、第3弾、第4弾をどのような形で実証試験をやっていくか含めて御意見いただいて、町としてもその第3弾、第4弾を続けながら2年間やっていきたいというふうに思っております。

もちろん町民の声もあるかと思いますので、町民の声も伺いながら、羅臼町に合った公共交通の在り方を探っていきたいというところがございます。ただ、今の時点の中で、こういった形をやるのだというのはまだ決まっていない状況でございますけれども、小野議員言うとおりの、乗り合い、あるいはデマンド、そういったことも考えられるというふうに思いますし、今の形を町がやっていくということも考えられるでしょうし、どういった形になるかというのは、今後少し時間をかけて2年後に方向性を出していきたいというふうに思います。

そういうようなことで、いろいろな考え方があるかと思いますが、町民の意見、協議会の意見を参考にしながら方向性を示していきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） もう一つ聞きたいのですが、例えばイベント、羅来楽（ららら）みたいなものが今後もあると思うのですが、そういったイベントがあるときに違う動かし方をするよとか、そういったことはありますか。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 確かにイベントの中で、足が確保できなくて会場に行けないという声も伺っております。

今回羅来楽の部分についてはまだ確定したものはございませんけれども、羅来楽の実行委員会を通して必要性があれば、こういったバスではなくて、町のバスを運行するですとか、そういったことも含めて考えていきたいと思っておりますけれども、あくまでもこれは実行委員会が進めている事業でございますので、実行委員会の中で検討していきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） 分かりました。

まず1か月ちょっとしかたっていないところで、ここまで質問するのちょっとデータがないというようなことがあるでしょうから、ちょっとしんどいかなとは思ったのです。なので、一番聞いてみたいのはここからで、今までこの中で19日間運行して、それが33人という数字、1日5往復です。中身的には決して多いとは思えないのですよね。その部分を町長はどう考えますか。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 1日5往復で33名と、計算するとゼロの日もあるというようなことになろうかと思えます。これにつきましては、あくまでも実証試験でありまして、逆に言うと、利用者が少ないということは、これから先、便数をもっと減らしてもいいので

はないかとか、時間帯をもっと工夫したほうがいいのかというような結論に達していく場合もあるかというふうに思います。

そういった意味では、町民のニーズというものはどういうものなのか把握するためには、この利用者が少ないということもデータの一つとして今後に活かしていければというふうに思いますし、今、先ほど来あったように、様々な形の中で、いろいろな実証試験を今後2年間かけてやっていく中で、それを運営する組織であったりとか、では何のためにやるのかという目的というものもしっかり捉えていかなければいけないというふうに思っています。例えば夜を運行するというのであれば、これは地域の夜の産業の活性化につながっていく部分、そこに寄与する部分だということになれば、当然ながらそういった業界の方々、そういった方々の意見や、また協力を求めていくということも今後必要になる可能性もあります。

ですから、様々なことを考えながら、今現在は33名、コロナ禍で非常に少ないというようなこともあろうかと思いますが、少ないのもデータの一つとして今後捉えて考えていきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） 改めて聞きますけれども、例えば、実行委員会でしたか、協議会ですか。協議会という中でやっていて、例えば協議会にしても、町長の思いとしても、ちょっと厳しい言い方をすると、費用対効果が全くないのではないかという考え方もできなくはないです。それが効果かどうかと言われたときにあまり少なければ、それはもちろん少ないのもデータなのですが、それ自体がどうなのというような状況にもなりかねないと思うのです。少ないからやめるとかということは結果として出てきますでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） この結果についての判断というのは、1年半後、2年後に出てくるのだというふうには思いますが、町が行う公共交通という在り方の定義というのに関しては、基本的に費用対効果を求めていくのであれば、町がやるということにはならないのだというふうに思っているところであります。しかしながら、あまりにも利用者がいない中で、それが本当に町が税金を使ってやるのが正しいのかどうかということになっていくと、また様々な意見もあろうかというふうには思います。しかしながら、町がやる事業として、今後もしそういうふうな方向性を出していくのであれば、この費用対効果という部分については、町民への交通サービスとして考える部分と、それからそこを運用する場合に、どれぐらいの費用が生じて、またそれを維持していくことが可能かどうかということも検証しながら、最終的な判断をしなければいけないというふうに考えております。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） ありがとうございます。

今年もいろいろと研修もさせていただいて、そういった先進地のほうの話も伺ってきました。かなり内容的にはもう使われていかないのです。周知もあるのでしようけれども

も、非常に使われていかない。その使われていかないたびにやり方をずっと変えているのです。ずっと変えてやっているのです。そういったものがあるからこそ使われていくというような状況があるので、利用者が足りないというのは、私は実際、やり方の、運行の仕方の問題が一番なのではないかというような思いがあるのですが、その部分に関して、その柔軟さに関して今後どう動いていきますか。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 当然ながら、いかに利便性を高めていくかという努力というのは、これは当然やっていかなければいけないですから、そういった柔軟性を持った対応というのは必要になってくるというふうに思っております。

いろいろな様々な要因が今後生まれてくると思います。今現在33名ですか、33名の方が利用されて、その方々の状況と、それから同じような状況ではあるけれども、そこを利用しなくても買物に行ける方々、同じような年代の方であってもですね。それから、今回は決して御高齢の方を対象にしているだけではなくて、全体の中を対象ですから、羅臼の例えばそういったそれぞれ個人の状況によって全く変わってくるのかなというふうに思っているところであります。またこれを今バス停を利用しているものが、例えば先ほど言ったドア・ツー・ドアではないですけども、若干それを小まめにしていくことでまた利用者が増えるのか、そういったことなどもいろいろな意見を踏まえながら様々やっていく中で、それが状況に合わなくなれば、また新たな取組を考えながら運行していく、その場合、核になるところがどこなのかということも協議しながらやっていかなければいけないというふうに考えております。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） ありがとうございます。

いろいろと運行の状況というのはそういう形で出てきます。実際に多分幾らかの運賃というのを頂きながら、これは多分運行をこの後していくと思うのです。実験ではなくてその後になったらやっていくと思うのですけれども、例えば今後DXがこの役場もいろいろと使われてきだすと、それが地域通貨としても成り立つようなものになっていくかもしれない。例えば、らうスキップがカードになって、そのカードを町民が一人一人持っていて、それを提示すると町内では使えるというような段階で、それになったときに例えばこのバスもこれだけで終わると。大体今東京に行っても札幌に行ってももう小銭は使わないと思うのですよ。だから、電池切れになったら大変だなといつも充電ばかりしていますけれども、そういった状況にもう今なっているので、そういった運行だけのものではない、ほかのものと取り混ぜるといったやり方的にはどういったものが今後考えられるでしょうか。どちらでもよろしいですよ。

○議長（佐藤 晶君） 町民環境課長。

○町民環境課長（野田泰寿君） 今お話しいただいたDX、こちらのほうも注視しながら取り組めるものは取り組んでいきたいというふうに思っています。また、脱炭素の関係で

も電気バス、こちらの購入もどうなのだというところの中では、補助金だとか見ながら探しているという状況であります。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） ありがとうございます。

このことは結構夢なのです。夢ですし、私が聞いている中では、これがしっかりとしてきたら免許を返納したいという人も御老人の中には多い。そういったことを考えると、これをしっかりと根づかせて対応させていくことが、今の羅臼町には不可欠。住むために、特に例えば冬の悪い時期であるとかという部分、先ほど町長が言われていたような夜のまちの部分、車を運転できるわけではございませんので、そういった部分も含めて、今後使いやすく、人が動きやすくなれることを切にお祈りいたしまして、今日の質問を縮めたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤 晶君） 次に、質問を許します。

1番米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） 1番米井宏喜です。通告に従いまして、質問させていただきま

す。

大きくは項目三つ、細かく7点となっております。

まず、1点目ですけれども、ヒグマ対策におけるハンターの報酬等についてです。

まず1点目は、今年の春熊時期から9月現在までのヒグマ発見に関する連絡回数、及びその後のハンター（ライフルを所持する役場職員も含む）の出動回数をお伺いいたします。

2点目、他市町村の事例を参考に、羅臼町におけるハンター報酬額が適正であるとお考えなのか。また、今後報酬の引上げを検討しているかどうかについてもお伺いいたします。

3点目、今後ヒグマ対策におけるハンターの人材確保をどのように進めていく予定ですか。具体的な方策があればお聞かせください。

4点目、ドローンを活用したヒグマ対策事業の進捗状況についてお伺いいたします。

次、幌萌町のオートキャンプ場についてです。

1点目です。3月の一般質問において、安全性向上のための水質検査項目を増やすとの回答をいただきました。実施の有無、検査内容及び結果についてお伺いいたします。

また、夏季の水量低下などは確認されたのか、その件について利用者から何か意見があったのかという点でお伺いいたします。

2点目、新しい取組として「なっぷ」、キャンプ場の予約サイトですね。なっぷやWi-Fiの導入を行いました。前年度と比較した来場者の変化と現時点での成果と課題、今後の展望についてお伺いいたします。

最後です。

羅臼町における社会教育活動の充実化についてです。

羅臼町の社会教育の取組について、各連携機関のブログやSNS等で確認できるものの、羅臼町のホームページ上では町外の方や今後参加を考える町民には分かりづらい部分があると感じます。社会教育活動の充実に向けたPR等に関して、今後の展望についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 米井議員から3件の御質問をいただきました。1件目と2件目は私から、3件目につきましては、教育長から答弁をさせていただきます。

1件目は、ヒグマ対策におけるハンターの報酬等について4点の御質問でございます。

1点目は、春熊から9月現在までのヒグマ発見に関する連絡回数及びハンターの出動回数についてであります。

6月までは連絡回数が昨年並みでありましたが、7月以降の連絡は減少しており、9月5日現在141回となっております。また、ハンターの出動回数は78回であり、うち66回は町職員の出動になります。

2点目は、他市町村の事例を参考に、羅臼町におけるハンター報酬額が適正であるとお考えなのか。今後報酬の引上げを検討しているかについてであります。

ハンターの報酬につきましては、北海道内でも市町村によって格差があります。根室管内でも報酬の在り方が、ヒグマ見回り時の報酬はあるものの、ヒグマの捕獲に出動しても捕獲しなかった場合は無報酬になるなど自治体によって異なります。

当町の場合、ヒグマの見回りやふんなどの現地確認は、知床財団に業務委託しており、このような場合はハンターの必要がなく、捕獲を前提とした場合に要請をし、かつ、捕獲は町職員が判断しております。この場合、捕獲できなくても1日6,000円を支払いしております。

このように報酬額は、運用方法や報酬形態が異なり、統一根拠がない中で、一概に適正な報酬額と判断するのは難しいものでありますが、当町としては、現時点では現状の報酬額で考えております。

また、ハンターの報酬は、ヒグマ捕獲以外にエゾシカ捕獲時の報酬もありますが、道内の市町村では、今年に入りヒグマ対策出動時の報酬額の引上げが見受けられるため、他市町村の動向を見ながら、地元猟友会と協議する場も設け、報酬額の改正に向けた検討も必要と考えているところであります。

3点目は、ヒグマ対策におけるハンターの人材確保のための具体的な方策についてであります。

羅臼町に存在する北海道猟友会中標津支部羅臼部会は、令和6年4月現在24名の会員がおり、今のところ極端に不足している状況ではないと判断しており、新たに具体的な方策は考えていない状況にありますが、ハンターの増員をしなければ人員不足になることが予測されることから、令和3年度から実施しているハンターになるための補助制度の紹介

を、毎年春に広報で町民周知しているところであります。

今後は、国や北海道のハンター対策の情報収集に努めながら、必要に応じて対策方法を検討してまいりたいと考えております。

4点目は、ドローンを活用したヒグマ対策事業の進捗状況についてであります。

去る7月25日にドローンなどの機器が納品され、町職員及び知床財団職員が2日間の講習を受講したところであります。

その後、8月上旬から毎週一、二回ドローンの飛行訓練を実施しているところでありますが、ドローンの納品後は、熊の目撃情報が少なく、現在までに実践的な使用には至っていない状況にあります。今後は、エゾシカの有害捕獲活動時の使用も検討しておりますが、当面の間は非常時にスムーズに活用できるよう、訓練も継続いたします。

2件目は、幌萌町のオートキャンプ場について、2点の御質問でございます。

1点目は、キャンプ場における水質検査についてであります。

令和6年度につきましては、キャンプ場のオープン前であります5月下旬に、前年同様、簡易水質検査として残留塩素測定を実施しております。

なお、水質検査項目の増目等を検討するとしていた安全性向上対策ですが、追加する検査項目を精査の上、令和7年度のオープン前に実施する予定となっております。

また、夏季の水量低下ですが、管理委託業者より水量低下やその件に関する利用者からの御意見等があった旨の報告は受けておりません。

2点目は、新しい取組についてであります。

新しい取組といたしましては、令和6年度より、キャンプ場検索サイト「なっぷ」の予約システムによる事前予約の開始やWi-Fiの設置により利用者の利便性を図っているところであります。

来場者につきましては、まだシーズン途中であるため純粋な比較にはなりません。利用人数が2,075人で前年度比122%、利用金額が139万5,800円で前年度比154%と過去最高の入り込みとなっております。

利用者の満足度ですが、なっぷサイトの評価（口コミ）において、総合評価5点満点中4.49点となっていることから、おおむね高い評価をいただいているものと思っております。

一方、8月のお盆付近に来場者が集中したことによる、受付及び案内業務の人員不足やトイレ待ちが発生するなど、運営に支障を来したことから、施設管理の委託内容の見直しやオートキャンプ場全体の活用方法について検討するなど、利用者のさらなる利便性向上を図ってまいります。

この後は、教育長より答弁をさせていただきます。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（石崎佳典君） 3件目についてでございます。羅臼町における社会教育活動の充実化について、1点の御質問をいただきました。



社会教育活動の取組について、ホームページ上では分かりづらい部分があると感じるとの御指摘でございますが、社会教育の取組において、羅臼町のホームページで取り上げているのは、主に公表義務のあるものや羅臼町外に広く周知が必要と判断したもの等について掲載をしているところです。

また、事業への参加募集周知や取り組んだ内容等については、広報紙、町政だより、SNS等で情報発信しており、事業によっては各学校や子ども会等を通じた周知を行うなど、対象者に漏れなく情報が行き渡るよう取り組んでおります。

なお、広報紙や町政だよりは、御承知のとおり、羅臼町ホームページからも閲覧することができ、誰もがホームページ上から情報を得ることができる状態となっておりますが、一部、最新の情報に更新されていない箇所などがございましたので、速やかに更新作業を行うとともに、引き続き社会教育関係団体等と連携し、情報発信の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（佐藤 晶君） 米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） まずは熊対策のことについてなのですが、大分話題としては上げられなくなってきましたけれども、奈井江町のハンターの報酬の話題等が上がっていました。ネットとかに上げられているもので、ほかのまちとかを比較すると、奈井江町で今、出動して8,500円。発砲した場合、1万300円ということと、あと札幌市だと2万5,300円の捕獲運搬で3万6,000円。今、この金額が変わっているかどうかはちょっと分からないのですが、奈井江町の場合は年間頭数が少ないということと、あとは札幌の場合はハンターの数も多く、目撃情報も多いということで、羅臼町の場合、僕はその2町の両方の面がすごくあるのかなというふうに思っていて、その中で羅臼町の報酬というものが出動した場合6,000円。この一律6,000円というふうになっていますけれども、これはもう発砲してもしなくても6,000円という内容でしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 産業創生課長。

○産業創生課長（湊 慶介君） 町から出動要請した場合、発砲してもしなくても一律6,000円となります。

○議長（佐藤 晶君） 米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） この6,000円が町民の方たちがあまり分からないことも多いと思うのですが、数年前から弾代も高くなって、それでいて各町からも低い報酬でやっているというのが、これがまたハンター不足につながっていくのではないかなというふうにも感じているのです。最後のほうに、ほかの市町村でヒグマ対策出動時の報酬の金額の引上げが見受けられるためというような回答もあったのですが、あくまで他市町村に比べて熊の発見頭数とかそういうのではなく、あくまでほかの町村と比べて決めていくということよろしいでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 産業創生課長。

○産業創生課長（湊 慶介君） まずは羅臼町のヒグマ対策、この状況が大きくほかの市町村とは違うというところがありまして、これはヒグマの捕獲以外、例えばふんがありましたという通報があった場合につきましては、ほかの市町村では町職員あるいは市町村の職員が行くということはまずほとんどはないのですが、また羅臼町についても直接市町村の職員ということではないのですけれども、そこには知床財団さんのほうにお願いしているというところで、ハンターの出動回数としては本当に要請したときだけ、捕獲の要請したときだけということになりますので、まず料金形態が違うということ、報酬額形態が違うということで、まずは羅臼町内で実際どうなのかというところがまず一つあります。それにつきましては、猟友会の方の意見もそういったところで伺えればなということと考えております。ただ、ほかの市町村、例えば今手元に根室管内の市町村の資料がありますが、こちらにつきましては、ヒグマの捕獲した場合、またしなかった場合によって支給したりしなかったりだとかということが、根室市から隣の標津町まで、そういった料金形態が違うものですから、そこもし猟友会の方が、例えば今までの状況からがらっと変えていったほうがいいのではないとか、そういうふうになれば、そういったことの変更というか大きな改正というふうになるかと思うのですが、今現在はあくまでも羅臼町は、一番最初にお話したとおり、知床財団にそういったパトロールですとか、ふんの通報のときにはお願いしているということがあるので、そこについては基本的には今現在の形態の中で改正をしていけば一番いいのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） 他市町村と比べてということいろいろ決められて、参考にされているとは思いますが、羅臼の猟友会の形態としてというか、やり方として、エゾシカの駆除とかもそうですけれども、かなり団体意識がすごく強いというか、本当にみんなで学びあっていこうということで、ほかの市町村だと個人で駆除されている方とかがほとんどなのだと思いますけれども、羅臼町はそこは独特で、本当に出動になったときには、有害駆除とかもみんなで集まってみんなで始めるというようなことだったりもするので、熊対策においてはやはり全員がそろわなくてもなく、数少ないベテランハンターを集めて、それでいて、参加できる新米というか、まだ経験の浅いハンターも呼んでそこに付き添わせて学ばせていくというような、ほかの市町村とはちょっと違った育て方というか、形態だとは思いますが、そこに報酬に関して、他の市町村と合わせていくというよりは、羅臼独自の考え方でやっていけばいいのかなというふうな考えでおります。

次に、ハンターの育成のことにに関して人材確保の点なのだと思いますけれども、現在、所持許可の補助事業のほうをやっているのですけれども、現在、その所持許可を取るに当たっての金額はどのぐらいの補助を受けられるのでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 産業創生課長。

○産業創生課長（湊 慶介君） 取得に関しましては、猟銃の免許取得、これは操作をす

るほうだと思うのですが、こちらのほうで講習会の受講料ですとか、医師の診断書とか4項目含めて、これが約1万9,000円程度になっております。また、同時に銃の所持許可取得ということで、銃を取得するための講習料ですとか、火薬類譲受許可申請手数料ですとか、あるいは射撃講習受講料など、また医師診断書などの合計8項目、こちらのほうで7万円弱、6万9,000円程度というのが基本になっておりまして、実際にこれが定めているのは、きちんとしたこれがこの金額でということではなくて、これが目安となっております、実際のところ例えば射撃講習用実包購入費とか、そういうのが多少の変更というかずれがありますので、ほぼほぼそれに合った、取得される方に合った形で、実際には補助しているところになります。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） 補助の金額なのですけれども、本当に先ほども言ったのですけれども、数年前から弾代が上がってしましまして、結構ハンターの活動自体も結構大変だったりするのですよ。それで、ただでさえ取るときにお金がかかる。先ほどおっしゃったようにいろいろ手続も必要ですし、それでいて最終的には銃も購入しなくてはいけない。弾を入れる弾のロッカーと、あと銃を入れるロッカーというふうに購入するものも多いのですよね。となったときに、数年前の補助の金額と今とさほど変わっていないような気がして、やはりもう一度実際かかる金額、おおよその金額、それぞれ違うと思うのですけれども、改めて金額というところの再検討をしてみてもどうかというふうに思うのですけれども、どうお考えでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 今御指摘いただきました、弾代が上がっているだとか、そういった消耗品関係も相当負担が多くなってきているのかなというふうには感じております。役場のほうで個人の負担がどれだけかかるのかというのが、今の状況の中でちょっと把握しておりませんので、そういった状況を把握しながら、銃の取りやすい環境をつくっていくということは大切だと思っておりますので、全体的な状況を把握しながら今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤 晶君） 米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） 今年度、補助を使ったハンターの方は何名いらっしゃいますか。

○議長（佐藤 晶君） 産業創生課長。

○産業創生課長（湊 慶介君） 令和6年度ではおりません。

○議長（佐藤 晶君） 米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） 現在24名の会員がいる中で、例えば熊対策ができるハンターというのは、所持許可を取ってから10年たってから散弾銃、またはハーフライフルからライフルのほうに転向できる方が熊対策ができるハンターになるのですよ。ですので、24名中、例えばライフルを持っている方というのは今何人ぐらいいらっしゃいますか。

○議長（佐藤 晶君） 産業創生課長。

○産業創生課長（湊 慶介君） 12名になっております。

○議長（佐藤 晶君） 米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） 今後、24名が多いか少ないかということよりも、やはり24名の内訳というところにも注目して、今後羅臼町でハンターを育てていく環境というものを、やはり継続して募集していくというような取組をしていかななくてはいけないと思うのです。ハンターの中にも、もともとハンターになる目的というのがやはりあると思うので、中には熊はやりたくないとかという人もいると思うので、そういう意味では24名というのが本当に今十分かどうかというのは、個人的にはやはり心配かなというふうに思っています。

また、結構自分の知る範囲だと、町外から来た方が所持許可を今取ろうとしている方とかもいるのですけれども、やはり、例えば補助事業の中に、羅臼に何年住んでいる方というような条件を入れたり、毎年見るところ同じような内容で募集されているので、今後他の市町村の募集内容とかを見てもらって、もう少し興味が湧くような、簡単に手を出させるようなアピールというのはよくないとは思うのですけれども、その点ちょっと工夫していく必要があると思うのですけれども、その点についてどうお考えでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 産業創生課長。

○産業創生課長（湊 慶介君） ほかの市町村の条件等、それも参考にすることは可能かと思いますが、それが金額的なことで充実していくのがいいのか、あるいは項目のほうで充実していくのか分かりませんが、そういったところで何かしら工夫できればというふうには思っております。

○議長（佐藤 晶君） 米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） 昨年か今年か、クマ端会議とか、そのような事業とかもやっておりますので、お金だけではないのは確かにそうで、もっと知ってもらうというような活動とかもどんどん積極的に取り入れていくことが必要なかなというふうには自分としては考えております。

次、ドローンの内容についてですけれども、ドローンの2日間の講習を財団職員と役場職員が受けたということなのですけれども、この講習の内容は何かライセンスを取得するものなのか、それとも民間の経験、初めてドローンに触る人とか、そういうような講習なのか、その内容のほうを教えてください。

○議長（佐藤 晶君） 産業創生課長。

○産業創生課長（湊 慶介君） ドローンの基本的に操作を当然これは行います。また、飛行に必要な時間数がどれくらいだとかということ、この講習を受けて全てそれを満たすということではなくて、その講習も含めた中で飛行時間というのをどれくらいかかるかという、そういったところ。それから、ドローン以外に赤外線のカメラですとか、サーモカメラといったものを今回一緒に購入しておりまして、そちらのほうの操作も含めまして講

習を行ったところであります。

○議長（佐藤 晶君） 米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） 今後、このドローン、7月に納品されたばかりだということもあって、これから夜間飛行とかというのも含めると、やはりドローンパイロットの育成ということが必須になってくるのですよね。飛行許可も含めてなのですけれども、今後、今年中に行われるのかどうか分からないのですけれども、今後ドローンパイロットの育成ということに関しては視野に入れているのかお聞かせください。

○議長（佐藤 晶君） 産業創生課長。

○産業創生課長（湊 慶介君） 現時点でドローンを操作できるパイロットを増加していくということは、現時点では考えてはいないところではありますが、まずはビジターセンターの職員と、あと産業創生課の職員がしっかりと操作できると、これが実践で活用できるということをまず第一歩として進めているところであります。

○議長（佐藤 晶君） 米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） 今後、エゾシカの有害駆除のところにも導入していくかもしれないということで、前回の質問でも聞かせていただいたのですけれども、現在例えばエゾシカの有害駆除のときに使用するに当たっては、ぶつつけ本番で取り組んでいくのか、それとも今エゾシカを対象に飛行して確認する練習とか等をしているのか。これは実際自分もドローンを使ってエゾシカを探すということをやってみたのですけれども、かなり高度を高くしないと、小さい小型のドローンでもその羽音でササやぶに消えていくのですよね。ただ、牧草畑の中を移動するだけで、危ないと思ったらササやぶに逃げてしまったりするのですよ。ですので、冬の有害駆除のときに例えば使った場合、いきなり上から飛ばされると、成果が減少するという影響もあるので、今のこの雪が降る前からそういう訓練というか、練習するという予定は組まれているのでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 産業創生課長。

○産業創生課長（湊 慶介君） 今現在、具体的に計画をしているとかということでは、現在ではありません。これまで財団のほうの職員が訓練をしておりますので、当然、この後の鹿の駆除のほうにつきましても、捕獲に関しましても、その中で実践的にやっていきますので、どこかの時点では猟友会の方ですとかと一緒に、そういった訓練というか話合いというか、そういったものは必要なというふうには思っております。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） 今後のいい成果、冬場の特にエゾシカの有害駆除など、なかなか地形的にも難しいところがあったりして、成果が上がらない日とかもあつたりしますので、それを使うことで、また効果が伸びていけばいいかなというふうに自分は期待しての質問でした。

では、オートキャンプ場の質問のほうに行かせていただきます。

3月の一般質問で、自分のほうで質問させていただいて、検査項目を増やすということだったのですけれども、今年も行われていないということだったのですけれども、何か準備などで時間がかかってしまったのかというところで、ちょっと理由をお聞かせください。

○議長（佐藤 晶君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（伊藤芳征君） 令和6年度につきましては、3月議会で当初予算が確定したこともございます。また、キャンプ場のオープンが6月だったということもありまして、オープン前の5月までに時間が短いというようなこともございました。そういったこともございまして、令和6年度中に検査項目等を精査して、令和7年度のオープンに向けて実施するというので、準備を進めてまいりますということでございます。

○議長（佐藤 晶君） 米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） 分かりました。自分の中では3月の一般質問だったので、これから来るお客様のためにそのような取組をしてくれるのかなというふうに期待したのですが、来年度からということで承知いたしました。

今年、水質の件に関して、利用者さんからの水に関しての意見というものは特にありませんでしたか。

○議長（佐藤 晶君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（伊藤芳征君） 委託業者等にも確認いたしましたが、水に関しての苦情等そういったものは聞いておりません。

○議長（佐藤 晶君） 米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） 若干塩素がきついというような意見もちょっとあったみたいなので、その辺さほどのマイナスな評価ではないような気がするのですが、やはり湧水を使っているキャンプ場というのはなかなかないというふうに思っていて、今後このままでやっていくのかなというところもあったのですが、今年心配なかったということだったのですけれども、過去には夏場の雨が少ない時期とかに水量が低下していたというようなこともあったらしいのですが、今年心配なかったということだったのですけれども、今後その水量が低下したときに、何か想定した対策というのは何か準備されているのでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（伊藤芳征君） 現在、特別な対策は考えてございませんが、そういった非常時等がございましたら、職員によりまして、タンク車ですとかそういったものを用意して対応していきたいと考えてございます。

○議長（佐藤 晶君） 米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） なかなか現実的に、キャンプ場にお金をかけるというのは町の行政としては優先順位としては低いということは自分も勉強したのですが、せっかく評価が上がってきているキャンプ場なので、そのところがすごく自分の中で気になって

いるので、今後も注目して見ていきたいかなというふうに思っています。

新しい取組として、今年度からなっぷを利用して、その前にはW i - F i のアンテナも設置してということで、来場者がすごく増えているということで、前年比154%ということだったのですけれども、総合評価、自分も調べました4.49。この4.49は道東のキャンプ場の中ではもうかなり上で、すごく内容のほうも、自分も町民として見るとすごくうれしい内容だったりもするのですけれども、この高評価であることの要因としてはどのように考えていますか。

○議長（佐藤 晶君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（伊藤芳征君） ロコミサイトの中身を確認しましたところ、主な点としましては、受付の方の対応が非常に丁寧であったと、または熊よけの電気柵があり安心して利用できるといった部分、あと炊事場のお湯が出るといった部分等々で評価を受けているものと思っております。

○議長（佐藤 晶君） 米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） オートキャンプ場でまずペットが可というところもあまりないのですよね。そこも高評価につながっていると思います。すごく喜ばれていて、最高16日間だったかな、滞在していた方もいるそうです。

その評価の中に、やはりトイレの問題などがあります。トイレの使用頻度が高くなると、その清掃の時間などに人も取られますし、その中にはセンターハウスの活用ですよ。センターハウスの中にもトイレがたしかありましたよね。センターハウスの外側にありましたよね。ですので、センターハウスが使われていないということが、やはり利用者に不便をかけているのではないかなというふうには思っているのですけれども、その辺については今後何か改善していくというようなお考えはありますでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（伊藤芳征君） 米井議員がおっしゃるとおり、ロコミの中でもセンターハウス、管理棟ですけれども、こちらが稼働していないというような御意見もございました。先ほど町長の答弁の中にもございましたけれども、8月繁忙期、管理棟を使用できないことによって、受付がちょっと滞ったりですとか、またトイレに並んだりというような部分もございましたので、管理棟の再利用も含めて、今後こういった形で改善を図っていくのかという部分も含めて検討してまいりたいと思っております。

○議長（佐藤 晶君） 米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） あそこの中にはシャワーブースもつくれるスペースもあつたりするので、それが使えたらなというふうにはすごく見ていて思ったのですけれども、水量の問題もあるのかなということで、今後せつかくこれからもまた来年になったら利用者さんが増えるかもしれないであろう、未来が感じられるこのキャンプ場を、今あるものをしっかり活用して発展させていくということはすごく大事なかなというふうには思っています。

今回、なっぷを使って利用者数が増えたということではあるのですけれども、やはりこ

れを確認するに当たって、パソコンの前から人が離れられないというような状況が懸念されると思うのです。中には、なっぷで予約されるときと電話の対応ということで、電話に出られない状況もあったということではあったのです。ですので、それを十分に対応していれば、もう少し利用者数が増えたのかもしれないということはあるのですけれども、やはり人員件費という、人員不足というところで先ほどもおっしゃっていたのですけれども、今後人員不足の解消というか、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（伊藤芳征君） ただいまの人員不足のことにつきましては、管理者のほうからも伺っております。今シーズン終了後、そういった部分で打合せさせていただきまして、どういった形がいいのか、管理者とも十分に話し合わせていただきながら、方法を考えていきたいと考えております。

○議長（佐藤 晶君） 米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） 予約する体験実習館の中で、カフェのテンですか、今年の営業日数を教えていただきたいです。

○議長（佐藤 晶君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（伊藤芳征君） 詳しい営業日数については、ちょっと数字は押さえてございませんけれども、キャンプ場オープンと同時に、今年は喫茶店の営業自体は行わず、受注のみの販売というふうに聞いております。

○議長（佐藤 晶君） 米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） それも人員不足のせいで、そういうふうな業務形態になってしまったということよろしいでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（伊藤芳征君） 直接の原因は聞いておりませんが、管理者のほうからは忙しいという旨は聞いてございます。

○議長（佐藤 晶君） 米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） キャンプ場を利用される方がたまに立ち寄る場所としても、カフェとしてはいいのかなというふうには思っているのですけれども、やはりやっていく上で入札された方たちがやっていくということで、最初はできるという予想ではあったのかもしれないのですけれども、実際問題、環境整備とか、あと予約に対する手の足りなさというところで、本当にもしかするといっぱいいっぱいになっているのかなというようなことも心配になっていきますので、その辺の改善というところに向けて、来年度進めていってほしいかなというふうに思っています。

では、次、社会教育活動の充実化の質問についてです。

ホームページのほうで、自分が例えば検索したときに、検索欄に社会教育というふうには打ち込まなければ出てこない内容があるのですけれども、今回回答のほうに、公表義務のあるものや羅臼町外に広く周知が必要と判断したものというふうにはなっているのですけ



れども、社会教育のほうを検索して皆さんにホームページのほうを開いていただければ分かるのですけれども、平成のときの内容だったり、あと、今、らいつのリンクバナーが張ってあって、それをクリックしてもブログにも飛ばないとか、ページがありませんというふうになったりするのですけれども、その辺のホームページ内容というところは今後改善していくのでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 社会教育課長。

○社会教育課長（長岡紀文君） 米井議員からこの質問をいただいて、私どもも再度社会教育のページを確認させていただきました。確かに平成時代の短期計画とか掲載しておりましたので、その辺につきましては、新しいものにこのたび更新いたしました。らいつのリンクの件につきましては確認はしていませんでしたので、この後、なっていないようでしたら、随時直していきたいと思っております。

○議長（佐藤 晶君） 米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） 社会教育と学校教育は二人三脚でやっていかななくてはいけないというところで、最近自分もまだ勉強中なのですけれども学ばせていただいています。ですので、社会教育のページを開いたときに、関係する学校機関とかの、例えばブログとかにも飛べるような、そのような対策にもなればいいのかというふうには思っています。

そもそも、社会教育という言葉、町民の方があまり知らないのではないかと。あと、自分たちが活動していても、それが社会教育の一環として、町民というかまちに影響を与えているという実感もない方たちがいるのかもしれないので、やはり町民の人たちに広く知ってもらうという取組というのは、SNSだけで伝えるのではなくて、いろいろな方向から確認できる環境づくりというものが必要かなというふうには思っています。

質問なのですけれども、現在文化協会で活動しているサークル、団体というのはどのくらいあるのでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 社会教育課長。

○社会教育課長（長岡紀文君） 細かい数字は持ってきていなかったのですけれども、たしか8程度だと思っております。

○議長（佐藤 晶君） 米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） すみません、質問とちょっとずれてしまったのかもしれないのですけれども、やはりそういう活動をしている方たちの活動の場とか、数とか、どんなものを行っているとか、大きなイベントだとかこういうものを行っているのだなということを知ることができるのですけれども、そのほかで自分もやってみたいと思うような情報というところはなかなか得られないというのは、なかなか今後の社会教育の発展の環境としてはちょっと厳しいのかなというふうには思っていますし、そのサークルが活動する拠点というものが今ないということも問題になってくるかなというふうには思っています。

質問なのですけれども、学校と学校教育の学校現場、教育現場のところと、社会教育の

文化協会の方とかとの交流の場というのは、今年度、コロナ禍からも交流の場はあるのですか。

○議長（佐藤 晶君） 社会教育課長。

○社会教育課長（長岡紀文君） 現状では取りあえずはそういう主立った形ではないのですけれども、今後検討していきたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） ありがとうございます。

自分はまだ勉強中ではあるので、この社会教育というところの重要性というところを最近ちょっと自分のほうも注目しているので、今後の取組というところを見守っていききたいかなというふうには思っています。

以上で終わります。

○議長（佐藤 晶君） 3番小川雅勝君。

○3番（小川雅勝君） 3番小川雅勝です。通告しております、安心・安全のまちづくりについて2件の質問をさせていただきます。

1件目ですが、街路灯の設置状況について伺います。

現在設置されている街路灯は、街路灯として設置をされているのか、防犯灯として設置をされているのか、町長の認識を伺います。

設置状況を見ますと、電柱があるから設置をしているというような状況に感じられるところでありまして、歩道に光が届いていなかったり、また海岸町から春日町の間は市街地を除きほとんどが浜側にしか設置されておりません。大変疑問に思うところであります。

また、松法のソスケ地区約1.5キロの区間は、200メートルから300メートルに1基しか街灯がなく、歩道は真っ暗な状況で危険な状況かと思われまます。

このような状況は改善が必要かと思われまますが、町長の考えを伺います。

2件目ですが、防犯カメラの設置について伺います。

凶悪な犯罪や事件、また事故や詐欺、そういった事件解決に大きな役割を果たしているのが防犯カメラだと思います。

羅臼町について、設置の状況を確認したところ、行政で設置されているのは主要な施設の内部に設置されているということでありました。そのほかは民間施設で駐車場など数か所に設置されているようですが、近年観光客も増加しているように感じまますし、去年はヒグマが町なかを歩いたということもありました。町内の主要な箇所に防犯カメラの設置が必要と考えまますが、町長はどのように考えまますか。よろしくお願いまします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 小川議員から安心・安全のまちづくりについて2件の御質問をいただきました。

1件目は、街路灯の設置について1点の御質問でございます。

防犯灯としての設置か、街路灯としての設置かの認識についてでございますが、防犯灯

については主要道路や交差点、町内会館や地域の住民が利用する公共施設付近に設置するもの、または夜間の歩行に支障がないよう住宅地に設置されているもので、原則、電柱に設置するものが防犯灯であると認識しております。

羅臼町の防犯灯設置状況については、当町の地形上、国道や道道にも防犯灯が設置されている箇所もございますが、原則、電柱が設置場所となっているため、見た目ではどちらか分からない町内会もあることは承知しております。

設置基数については、羅臼町内には799基の防犯灯が設置され、LED化されておりました。その電気代については、各町内会へ8割助成をし、リース料については各町内会から2割負担をいただいております。当初予算で申しますと、町内会への電気料助成金として196万円、リース料に473万円を計上しているところです。

各町内会にあります防犯灯の設置に当たっては、LED化を進める際に、担当より各町内会へ設置場所についての確認を取り、事業を進めてきた経緯がございます。既に設置当時と状況が変わっている場所もあろうかと存じますが、今現在町内会から防犯灯についての相談はいただけていないと押さえております。

しかしながら、近年のヒグマ出没件数、住宅付近での目撃件数が多くあり、夜間の歩行に心配をしております。幸い、羅臼町においては人身事故に至ったケースがなく安堵しておりますが、決してこの心配がなくなったわけではありませんので、町としては防犯灯に限らず、安心してまちを歩けるよう対策を講じていかなければならないと考えているところでもありますので、何か安全対策について情報がありましたら、お聞かせいただきたいとお願いする次第でございます。

街路灯につきましては、夜間の道路状況、交通状況把握のために設置されるものと定義されておりますが、夜間の犯罪防止、防犯対策など、まちを照らす意味では、街路灯も防犯灯の役割を兼ねており、まちの安全対策として設置する役割は同じであると捉えております。

御質問の松法町のソスケ地区の道路については、令和2年度の高校生の一日議会でも、高校生から同じ質問をいただきまして、道路管理者へ設置要望をし、翌年の令和3年度に2か所、令和4年度に3か所、計5か所の道路照明、街路灯をソスケ地区に設置していただきました。

また、過去の事故状況や波が上がる箇所も踏まえ、交通事故を低減させるための設置でございまして、ルール上、歩行者の安全確保のための設置ではありませんが、新しく5基設置していただいたところでもあります。

まだ真っ暗で危険だという御意見は私も理解できますので、あとはどのような方法で歩行者の安全対策が取れるのか、また、松法町ソスケ地区だけではなく、温泉ホテルがある湯ノ沢町方面においても、夜間の歩行者の安全性は問題となっておりますので、町民や来訪者が安心して過ごせるさらなる安全対策を講じるよう努めてまいります。

2件目は、防犯カメラの設置について1点の御質問でございます。

防犯カメラの設置に当たっては、法的には何ら難しいことはありませんが、プライバシーや個人情報の関係だけ注意が必要だと考えております。

議員が心配されております凶悪犯罪が近年多発している中で、防犯カメラは事件・事故の解決や未然防止に大きく貢献しているものと、私も同じ考えであります。

現在、町では、らうすぽや図書館、郷土資料館などに防犯カメラを設置しておりますが、あくまでも館内の防犯対策としての設置でありまして、屋外の防犯カメラの設置はない状況です。

近年の外国人観光客の増加や道の駅周辺の混雑具合から、防犯カメラの設置について検討しているところではありますが、維持管理面の調整がつかず、設置については至っていないのが現状であります。

都市部では、事業者や一般住宅の防犯対策として防犯カメラが数多く設置されており、地域ぐるみで防犯対策がなされ、事件や事故の未然防止、事件解決に役立っているなど羨ましく思いますが、地方ではなかなか各家庭が防犯カメラを設置するといったことにはなっておりません。

また、町として、屋外に防犯カメラを設置するとなりますと、何のための設置であるのか、その設置場所についての根拠・目的を明確にしなければなりませんので、絞り込みが難しく、また設置要望を取った場合に、かなりの数の台数になってしまうことが予想されるため、維持管理していくことが困難でありますので、防犯カメラの屋外設置については難しさがあることを御理解いただきたいと思っております。

インターネットで防犯機器の検索をすると、防犯対策機器にAI技術が導入されているものや遠隔操作が可能なものまで、各社の技術も進展し、いろいろな防犯機器が出てきておりますので、これからのまちの防犯対策について、関係機関と検討・協議を開始するとともに、町民の方々へ、各種情報を提供しながら防犯意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（佐藤 晶君） 小川雅勝君。

○3番（小川雅勝君） 答弁に沿って再質問をさせていただきます。

まず、防犯灯と街路灯の違いというのは単純かなと思うのですが、防犯は防犯目的のものであり、街路灯というのは車に対しての交通状況の把握するための照明ということの認識だというふうに思っております。

町道に関しては道も狭いですし、恐らく問題ないのかなというふうに思いますけれども、国道と道道に関してなのですが、よくよく見ると不思議なことで、浜側にしかついていないのですね。これはどうしてなのかなというふうに思うのですが、答弁の中で設置に関しては町内会と協議をしてつけておりますということで、また、今のところ何の要望もないという、関心がないのかなというふうに私はちょっと感じてしまったのですが、気にしてみると非常に変な箇所が多いのですね。

例えば、市街地から春日町方面でいきますと、基本的に浜側についているのですけれども、電柱は右側にもあるのですよね。どうして左右につかないのかな。これはあくまでも片側ということは街路灯ですよね。道路状況を照らしているだけ、人を照らしている明かりではないのかなというふうに感じております。

もっと言うと、自衛隊官舎のあるところ、礼文町、北から南の間ですね。そこの数百メートルくらいの区間、5基くらいの街灯が、道路があつて縁石があつて歩道があつて柵がある。大概是柵のところ、歩道の端に電柱がついているのですけれども、自衛隊官舎から数百メートルは縁石の後ろに電柱があるのです。この電柱に街灯がついているのですけれども、これはどっちを向くべきかなというふうに思うのですけれどもね。これは歩道を向くべきだと私は思うのですが、これは道路を向いています、5基くらい。これは完全に防犯灯ではなくて、やはり街路灯なのですよね。せっかく町でつけている、今年から電気料も80%ということで、町内会も非常にありがたく感謝しているところですが、せっかくそうやってお金をかけているのだけれども、効果がないのではないかなというふうに思います。また、礼文町の北から南の区間というのは割と家も少なく暗いのですけれども、これは今日は高校生も来ておりますけれども、どっちを歩くか考えたときに、どっちを歩きますかね。山側がほとんどだと思ふのですよ。浜側を歩いている高校生はあまり見かけないですね。山側を高校生は歩いているのではないかなというふうに思うのですが、山側に街灯はありません。浜側にしかないのです。こういうところを、やはりただしていかなければいけないのではないかなというふうに思うのですけれども、まずここまで、どうでしょう、町長。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの御質問であります。先ほどお答えしたとおりなのですが、この定義というものがまずひとつあるということでもあります。それと、街路灯や防犯灯、これは意味が違うということもありますが、実際には同じような効果を発揮している場所もたくさんあります。今おっしゃっていただいたところは確かにそうだというふうには思っております。

これについて、例えば浜側から山側に移設をするということが、本当にできるのかどうかということも含めて調査しなければいけないかなというふうに思っております。実際には効果のあるような設置の仕方というのが必要であろうというふうに思いますが、LEDにするときにそういったことも踏まえて、いろいろと要望をいただいた件もございまして、その中でどうしてそういうふうな形になっているのかということも、検証しなければいけないかなというふうに思っております。

状況が変わっていることもあろうかと思っておりますので、さらに一度そういった検証もしながら、移設が可能かどうか、また増設ができるのかできないのか、そういったことも踏まえて検討していくこととなるというふうに思っております。

○議長（佐藤 晶君） 小川雅勝君。

○3番（小川雅勝君） 定義として電柱につくる、これは電柱につくるのは当たり前なのですけれども、その電柱がどこの電柱かということが問題なのかなど。多分その電柱につけるといのは、これはどこかの設置要項というか定義があるのでしょうか。設置の基準というものは各まちで決めるのではないかなと思うのですけれども、例えば国に設置基準がこうしなさいというものがあるのか、道にこうしなさいというものがあるのか。私は大事なものは、ここのまちの設置基準であるのかなというふうに思うのですけれども、羅臼町にはその設置基準はないのではないかなど。調べたけれども、ちょっと見当たらなかったのですけれども。電柱がなければ、電柱を建てるしかないのですよね。防犯灯の電柱というのは、そんなに高いものが必要であるかといったら、それは必要ないと思います。あんな大きな街灯をつけるわけではないので、見てのとおりのLEDのこんな小さいのがぴっとついているだけですから、重さも何もありませんよね。だから、そんなに強固な電柱を建てる必要はないのかなというふうに思います。

それで、海岸町方面は、これも浜側についているのですよね。共栄町からサシルイまでは浜側に歩道がないのです。歩道がないところについているわけですよ、街灯がずっと。山側に歩道があるのですけれども、山側には街灯はない。これも町内会で決めたからということで済ませていいのかなというふうに思うのですけれども、大きく見直しをしなければ、せっかくお金をかけてつけても、効果が半減してしまっているなという気がするのですよね。

それから、まちから湯ノ沢方面に関していいますと、これは電柱が遠いのですよね。湯ノ沢から温泉の間というのは、電柱が歩道から遠くて、歩道まで光が届いていないのです。しかも、夏場は街路樹の奥にあるから、街路樹の影になっているのですよね。さらに光が届かない。たくさんついているのですよ。だけれども、効果をなしていない。だから、非常に無駄な電気代を払っているということになってしまうのですよね。これは改善をしなければ、せっかくつけているのだから、ついていけばいいという話ではないのかなというふうに思います。

ソスケ地区に関してです。要望によって5基ついたということですが、あれは道路管理者がつけたものですから、これは街路灯ですね。防犯灯ではないと答弁でもありませんけれども、これは車のためのものですから、非常に高い高さでついております。間隔もそれでいいのだと思うのです、道路管理者としては。だけれども、道路管理者は道路のことでやっているわけですから、町はやはり人を守るために考えなければいけないのではないかなというふうに思うのですよね。やはり管理者がやってくれないなら、町が電柱を建てるべきではないかなと私は思うのですけれども。非常にお金もかかりますけれども、安心・安全ということを考えたときに、お金がかかるからで済ませていいのかどうなのかということもちょっと疑問に思います。町長、どう思いますか。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 安全・安心を守るためにお金をかけたくないということは一言も

言った覚えはございません。当然ながら、安全・安心、町民の財産を守るということに対しては、しっかり対応していかなければいけないというふうに思っております。その上でお答えをさせていただきます。

ソスケ地区については、あらゆる方法で検討をさせていただいてきました。先ほど申し上げたとおり、高校生から切実な要望がございました。それに対応する中で、管理者へお願いをする中で5基の今、どういった目的でつくるか、道路管理のためにつけたという名目ではありますが、新たに5基。ただあそこは浜側には電気が通っておりませんでした。そういった中で、向こうに電気を通すということ、道路をまたぐというような形、これは羅臼町にはなかなかできなかつた。またがせるためには高い支柱が必要だったということもあって、今現在は非常に高いところを通しているという状況であります。あそこに道路につけるとすれば、道路の構造上、それからあそこは非常に波が高く上がる場所もあります。そういったものへの配慮等々、いろいろ開発、そちらのほうと協議をさせていただきましたが、なかなか折り合いがつかないというのが今の現状であります。

除雪のための矢印のマークがありますよね。先ほども言っていたとおり、こんな小さなものであれば、あのマークの支柱につかないのかということもお願いをしております。それについては、羅臼町がお金を出しますと、あのポールを使わせてくださいというお願いもしました。しかし、構造上許されないという結論でありました。ですから、今後それぞれ浜側に支柱を建てていくことが本当にできるのかどうか、そういったことも考えながらやっていかなければいけません。今の状況の中では浜側に新たに支柱を建てることが非常に難しい状況であります。かといって、山側にそれを設置するのかということになると、先ほど来おっしゃっているとおり、歩道側ではないというようなこととなりますので、LEDの光の性質上、どうしても直線的な光になりますので、昔のような広く広がるような電気ではないということもありますので、そのことも考慮しながら、これから道路管理者等々には、今までどおり様々な要望はしてまいりたいと思っております。

そのほかの場所につきましても、先ほど申し上げたとおり、一度しっかり見回りするなり、確認をするなりしながら、そこを管理している町内会であったり、御負担をいただいておりますから、そういったところとも相談をしながら、どういう方法が一番適切なのか、協議する必要はあるというふうに考えております。

○議長（佐藤 晶君） 小川雅勝君。

○3番（小川雅勝君） ぜひ協議を続けていただいて、ソスケの地区に関しては何とか改善を図っていただきたいなと思います。

続きまして、防犯カメラの設置のほうに行きます。

当町のほうは屋外につけている防犯カメラはないということで、若干の商店とかそういう民間の施設には駐車場とかについておりますけれども、答弁の中にもありましたけれども、やはり観光客もすごく増えてきております。外国人も増えてきておりますし、人の流

れがすごく多くなってきております。そういった中で、やはりまちの主要なところに防犯カメラというのは、今の時代に必要なのかなというふうに思っております。

また、自治体で一生懸命そういうものに取り組んでいるところも全国ではたくさん見受けられますし、いろいろなことでやっていけないのではないかなというふうに思います。町なかとか、いろいろな条件とか、そういうのが大変だということに難しいという答弁ですけれども、ぜひ、今小学校と幼稚園の一校一園化を進めておりますけれども、どちらかの場所に決まるのだろうというふうに認識しておりますが、その際に児童の通学路に関しては、ぜひ見守りのカメラ、防犯カメラですよね。これを整備していただきたいというふうに思います。当然、学校の施設の改修や何かということも出てくると思いますし、それにあわせてしっかり予算計上し、見守りの防犯カメラを絶対につけていただきたいというふうに思います。どうですか、町長。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 答弁でもさせていただきましたが、必要な部分については検討することとなるというふうに思いますが、非常に難しいのは、それを向けた側に、例えば民家があったり、それから普通のおうちがあったりするところがあった場合に、非常にそこへの配慮というのが必要となってくるというふうに思います。そういったことも踏まえて、設置場所というのは考えていかなければいけないというふうに思います。

今御指摘のありました通学路というところをしっかりとどこからどこまでなのかということもありますが、防犯カメラと申しますか、見守りというような形での中のそういった利用であるとするれば、可能性があるとすれば、そういったことも教育委員会等々と相談をしながら、設置が可能かどうかということについての協議はしていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 晶君） 小川雅勝君。

○3番（小川雅勝君） ぜひ、防犯カメラ、見守りのほうは、何とか実現していただきたいというふうに思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤 晶君） ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。午後1時から再開いたします。

午前11時55分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番山下竜哉君。

○4番（山下竜哉君） 4番山下竜哉。通告に従い一般質問をさせていただきます。



私からは1件。羅臼町の観光についてであります。そのうち五つの項目になっております。

まず一つ目、通過型観光からの脱却について。

二つ目、現在の観光スポットの整備について。

三つ目、新たな観光スポットの開発について。

四つ目、公衆トイレの問題について。

五つ目、相泊方面の道中に関する問題について。

それぞれ町長のお考えを伺います。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 山下議員から1件の御質問をいただきました。

羅臼町の観光について5点の御質問でございます。

1点目は、通過型観光からの脱却についてでございます。

現在、町内観光入り込みについては、新型コロナウイルス蔓延前の水準まで回復しており、観光船の乗客数についても回復傾向にあります。冬季間のバードウォッチングについてはインバウンドを中心に大変な人気であり、町内の宿泊施設は予約が取りづらい状態で、特定の観光シーズンにつきましては、宿泊先不足によるオーバーツーリズムの状態となっております。

今後の展望についてですが、今年度進めておりますアドベンチャートラベル向けの高付加価値型ツアー造成事業において、新たなアクティビティの造成や既存の観光資源の見つめ直しを行っているところでありますが、これについては、国内旅行者向けのコンテンツにも活用できないか検討してまいります。

また、ツアー等の造成後に必要なガイドにおいても、育成が必要であると考えておりますが、ガイドにおける地域おこし協力隊の募集や町外のガイドと広域的な連携を図り、インバウンド及び国内旅行者の満足度の向上に努めたいと考えております。

長期滞在に必要な町内の宿泊先については、行政として整備をすることは難しいことから、企業誘致や民間企業との情報共有を図り、また、町内での宿泊が難しい場合は、町外での宿泊を前提に羅臼町のアクティビティを体験していただくなど、町外の自治体や観光協会等との連携強化に努めてまいります。

なお、宿泊先不足を少しでも補うため、羅臼町内に長期間滞在していただけるよう、町内のキャンプ場の利用について、プロモーションを行っていきたいと考えております。

2点目は、現在の観光スポットの整備についてでございます。

現在町で管理しております観光施設につきましては、管理委託している事業者や職員により年数回の点検を実施し、必要に応じて整備を行っておりますが、観光スポットにつきましては、町内全域の状況を逐一把握することが難しいことから、情報収集や情報提供を受けながら、必要に応じて整備等を進めてまいります。

また、今後についてはデジタルサイネージ、SNSの活用など、観光DXの推進を図

り、掲示板の点検、整備だけではなく、現代の情報発信に合った対応を検討してまいります。

3点目は、新たな観光スポットの開発についてでございます。

観光スポットを含めた新たな観光資源の開発につきましては、誘致を進めております修学旅行や町内観光ツアー等において、コースの選択肢を増やす手段の一つとして重要なことと考えております。

1点目の質問の答弁と重複する部分もございますが、今回進めているツアー造成事業や、この事業を通じた各観光関係の方と行っている意見交換、ワークショップを通じて、新たな観光スポットの開発に努めてまいります。

4点目は、公衆トイレの問題でございます。

御質問にありました閉鎖されている、または構造上、衛生上、使用しづらいトイレがあることは承知しておりますが、これらのトイレにつきましては、主に漁港や道路沿いに設置されており、町の所有物ではないことから、町での整備を行う予定はございませんが、必要に応じて所有者及び管理者に整備の要請を行ってまいります。

5点目は、相泊方面の道中の問題についてでございます。

御質問の道路につきましては、北海道管理の道道知床公園羅臼線ですが、トンネル4か所のうち、主に共栄町のマッカウストーンネルについて、以前より苦情や要望が寄せられている状況であり、その都度、北海道へ対応要請を行ってきたところでありますので、引き続き同様に対応をしてまいります。

なお、今年度におきましては、トンネル内照明の照度を確保するために、清掃を一度実施しており、秋にセンターラインの設置を予定しているとの情報をいただいているところであります。

また、昆布漁期における道路通行の安全対策の御質問につきましては、危険であるとされる要因が主に路上駐車によるものであると考えますので、交通安全上の対策として、警察へ協議・相談をしてまいります。

○議長（佐藤 晶君） 山下竜哉君。

○4番（山下竜哉君） まず、1点目の通過型観光からの脱却についてのシーンで、町内の宿泊施設はある特定の期間予約しづらいと答弁なされましたが、ある特定の期間というのはいつからいつというのが大体分かりますでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（伊藤芳征君） 答弁の中でもございましたが、冬季間のバードウオッチング、これは大変今インバウンドの方に好評を得ております。その冬季間、特に不足しているものと認識しております。

○議長（佐藤 晶君） 山下竜哉君。

○4番（山下竜哉君） 町内での宿泊が難しくなる、それはホテルも足りない、宿泊施設が足りないということで、町内の民泊等はまだ足りない、もしくはそれを増やすというよ

うなお考えはありますでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 町内の宿泊が足りない要因の一つとしては、冬季間、この峠が通らないということがあります。夏場ですと、宿泊施設、ウトロ地区に宿泊をされて、アクティビティーとして羅臼を利用していただくというのが今の主流でございます。そういった中で、冬季間この峠が閉鎖をしているということで、ウトロ地区の大型ホテルに宿泊ができない、または遠いということがございます。そういった中で、近隣の宿、近隣の自治体の市町村の宿にお泊まりになるのですが、そこもいっぱいになっているという状況でございます。

そういった中では、遠い人は釧路ですとか標茶ですとか、そういうところから通われているというような方もいらっしゃいますので、そういった方の宿泊というのは、今まさにオーバーツーリズムというような状況になっているということでございます。

また、民泊、これは民宿のことだというふうに思いますが、民宿につきましても、例えば民宿一つ、一棟借りをして工事現場の方が利用されているところもございます。それから、インバウンドに関して言いますと、一定数の1泊とか2泊でしたら、畳で布団を敷いてというところでお泊まりになる方もたくさんいらっしゃるのですが、長期滞在ということが結構インバウンドの方が多くて、そういった方はやはりベッドを好まれるとか、そういった方もありますので、そういった意味でいうと、民泊もいっぱいではあります、なかなかそこを選択していただけることがないのかなど。それから、民泊を増やすようなことではないですか、民宿を増やすという、これはそれぞれの方々の考え方等々ございますので、羅臼町がそれをあっせんして民宿をする、新たな事業として何かを起こすときには、議会に御承認をいただいた補助金等々、これを利用することは可能ですので、そういう方がいらっしゃれば、スタートアップ事業として、ぜひ御活用いただければなという思いであります。

○議長（佐藤 晶君） 山下竜哉君。

○4番（山下竜哉君） それで、またすぐ2点目に移るのですが、現在の観光スポットの整備についてなのですが、観光スポットもそうですが、現在の役場の観光案内のホームページの中で多言語化されているのかどうか伺います。

○議長（佐藤 晶君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（伊藤芳征君） 現状で申し上げますと、多言語化はされていない状況でございます。

○議長（佐藤 晶君） 山下竜哉君。

○4番（山下竜哉君） 今後はどう考えておりますか。

○議長（佐藤 晶君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（伊藤芳征君） 今後、インバウンド等も増えてまいりますので、そういった部分、こういった形で多言語化できるのかも含めて、先ほど観光DX化という

部分もございましたので、観光案内掲示板も含めて、インバウンドに対応できるような形で進めていければというようなことで検討してまいりたいと思っております。

○議長（佐藤 晶君） 山下竜哉君。

○4番（山下竜哉君） 現在の観光スポットの整備の中で、今ある観光地の案内板等々に草などが生えて全部隠しているというようなところもございます。そういったところの整備をしていくために、ここに先ほど答弁された情報収集や情報提供を受けると答弁されましたが、そのやり方というか、システムというか、何かございますでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（伊藤芳征君） 特別なそういったシステム、通報ですとか、情報提供を提供していただけるようなシステムについては今のところ検討してございませんけれども、こちらのほうで随時点検するですとか、景勝地を訪れた方で、そういった不備があるようなことがあれば情報提供をいただくというような形を取っていきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤 晶君） 山下竜哉君。

○4番（山下竜哉君） 皆さん御自身が観光客となり、羅臼町を回っていただくとよく分かると思うのですが、やはり案内が分かりづらい。看板も、せっかくの看板が全部消えているとか、隠れているとか、そういうのが見受けられますので、もう少し一般市民なり情報を提供してもらうように呼びかける、周知してもらうようにしたらいかがかなと思います。

それで、3点目の新たな観光スポットの開発についてですが、開発といっても特段ユンボやダンプを入れて、コンクリートを敷くとかというのではなく、まだまだ羅臼町には隠れた観光スポット、美しいところが結構あるのですが、これらをそういった景勝地の中に加えていくようにしていくというお考えはいかがでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 羅臼町、どこから見ても、どこに行っても非常に素晴らしいところだというふうな自負は持っております。その中で、新たな観光スポットを新たに制定するということになると、当然ながら、その場での安全性ですとか、それから管理ですとか、そういったことも含めて考えていかなければいけないというふうに思っております。山下議員が考えるそういった景勝地があるとすれば、そういったところを教えていただきながら、そこは本当に新たな観光スポットとして管理しながらでもやっていく価値があるものなのかどうかということ、また、それ以外の方々からお寄せいただくような御意見も頂戴しながら、そういったことも加味しながら、今後のそういった新たな観光スポットの展開ということを考えていかなければいけないのかなとは思いますが、現在ある観光スポットと言われる場所、その辺についても先ほど御質問のあったとおり、御指摘のあったとおり、看板の問題ですとか、そういったところがあるとすれば、そういったところの点検、見直しも含めて、しっかりと考えていかなければいけないのですが、新たなところ

を増やすというのは、実際のところ、そういうことも加味して増やしていかなければいけないというふうに考えております。

○議長（佐藤 晶君） 山下竜哉君。

○4番（山下竜哉君） この羅臼町に来られる観光客が、たまに話しかけますと、次どこに行かれると聞くと、知床に行くという方が、皆さんも聞いたことがあると思うのですが、これがどうしても悔しくてですね。もう少しそういった知床羅臼というのを、大々的に打ち出して行くべきではなかろうかと、そういった思いです。

特に、相泊地区、最後の道路がなくなる。あそこには何もないです、今ね。リンクルさんだったかな、最北東突端地という看板があって、皆さんそこで写真を撮る。でも本当の最後の場所には何もないのです。ぜひそこに、やはり最終の最果ての地ですので、特にライダー、バイクの方々としては聖地となっているわけです。知床峠もライダーの聖地。羅臼の相泊の突端もバイクの聖地。そこで写真を撮りたいのです、みんな。宗谷岬を思い描いてもらえると分かると思うのですが、必ず写真を撮ります、みんな。そういった場所がないという。せっかく羅臼に来られて、ないので、物すごく寂しいと感じております。そこにぜひそういったモニュメントといいますか、そういったものを立てて、これが最果ての最後の地ですよということを、町でそういったものをつくれないうことと伺います。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 相泊の道路の突き当たりだと思います。私の番屋がありますので、よく知っております。あの看板、今立っている木でできた、あれは個人の所有物だったのですね。あそこで商売をされていた方が、あそこに立てたというように認識しております。ですから、あれをまた変えるとかということになると、その個人に対しての許可が必要なのかどうかということも、その場所に立てて本来よかったのかどうかということも考えなければいけないというふうに思います。

また、相泊地区、特に港がございます。今は様々な使い方をされております。釣り客が大勢押し寄せるといって、その周辺の漁港を利用している方たちとのあつれきであったり、そういったことも実は起きる場合もございます。それとごみの問題、この問題も、実は私の番屋が一番突き当たりにありますから、そこにごみ箱一つ出せる状況にないのですね。本来であれば飲んだ缶を籠に入れて、外に置いておきたいのですが、外に置くと大変なことになります。ですから、そういったこともやはりその辺で仕事をされている方たちの理解を得られなければ、なかなかそこに人を集めていくというような行為というのは、慎重にやらなければいけないかなというふうに感じているところでございます。

しかしながら、あれから先の昆布番屋の方々、これはある方ですけれども、今番屋を使わなくなったので、その番屋を観光利用できないかという相談を受けることもございます。先ほど言ったように、それが民宿としてとか、一棟貸しとしてできないのかという相談も受けたりすることもございます。ですから、そこは国立公園内でもありますし、それ

から世界遺産エリアでもありますので、慎重に、またしかしながら、どうやったらしっかりとした利用ができるのかというようなことも含めて、これはそこを観光では絶対利用してはいけないということではなくて、どういうふうにしたら両方にとってしっかりとした管理ができるのかということを考えながら、進めていかなければいけない問題だというふうに考えております。

○議長（佐藤 晶君） 山下竜哉君。

○4番（山下竜哉君） いま一度、あそこはライダーの聖地でもありますので、そういった聖地としてのモニュメントといいますか、それが、次の公衆トイレの問題、これにも若干つながるのですが、現在、羅臼町の所有物の公衆トイレというのは幾つございませうか。

○議長（佐藤 晶君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（伊藤芳征君） 町内4か所でございます。

○議長（佐藤 晶君） 山下竜哉君。

○4番（山下竜哉君） その相泊地区最終地点にトイレを造るということは、周辺といいますか、番屋の方ではないのですが、あの辺に来られる方で、あの辺で仕事、商売されている方、やはりトイレが必要です。ただトイレは浜にあるのですね。でも、あのトイレでは外国人が逃げ出すと。多分現在の子どもたちも逃げ出すようなトイレなのです、中に入ると。もっと言うと、あそこではできません。昭和の便所という感じです。今では厳しい。そういったことを踏まえて、町でそういったものを造るとかという考えはございませうか。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 先ほど言ったとおりであります。そういったものを造ることで、ほかのことも心配しなければいけないということもありますので、これは慎重に考えなければいけないと思います。

また、羅臼町としても漁港にあるトイレ、これについては管理者に対してしっかりとした管理をしていただきたいというか、逆に言うと、きちんとしたものを造っていただければ一番いいのでありますが、なかなかそれもかなり前から要望もしております。漁業者からも要望が出ておりますが、なかなかそれには至っていないという状況であります。

また、もともとあった相泊温泉のところの公衆トイレ、これについては撤去させていたでいる状況です。実はセセキ温泉のところにもございます。そちらの利用ができるので、相泊温泉のトイレは基本的には撤去させていただいたという経緯もございます。

そういった中で、あそこで働いている方については、それぞれの番屋等々に自前のトイレがありますので、そこで利用しているというふうに認識しております。

また、そこに来る観光客の方々に対してどうするかということは、慎重に考えなければいけないかなというふうに思っております。

○議長（佐藤 晶君） 山下竜哉君。

○4番（山下竜哉君） なかなかすっとはもちろん出てきませんが、本当に今いろいろおっしゃられたとおり、外国人の方、観光客の方、物すごいあそこにおいて、もうちょっと言いますが、トイレが足りない。セセキ温泉のトイレもほぼあるという名で、それが清潔できれいかと言われると、やはり薄暗くて怖い。行くと分かります。そんな感じの場所なので、トイレ一つで羅臼町がよきは思われることはないです。悪い印象しか残らないと思うのですよね。そこに少し力を、様々な問題はもちろんありますが、注視して尽力されてほしいと、これは思っております。

そして最後、五つ目、相泊方面、道中の問題についてですが、建設課長のほうにもマッカウストーンネルについて聞いたこともあります。その答えもいただきましたが、やはり変わらず、やはり暗いと。特に年配者の方が、道路の幅も分からないと、センターラインも薄くて分からない。道路自体が暗い。何とかならないかというのをずっと受けております。それで改めてこれを質問させていただきました。

道のほうに引き続きお願いをしているという状態なのですかね。でも、一向に変わらないというのはどういったことで、今後も変わらず行くのか、お伺いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） ただいまの御質問に対してですが、まずトンネル内の照明につきましては、町長から御答弁いただいたとおり、暗いというお話がありまして、その都度、北海道のほうに要望をして、北海道からの回答では、あくまでも道路の設計速度に応じた照度計算をした中で照明を設置しているということでもありますので、これについては変えられないと。ただ、その中で点検をしていただいたときに不具合だとかということもありましたので、それはそれで点検後の整備としてやってはいただいている状況でございます。また同じく点検をしたときに照明が汚れて、照度が少し落ちているということもありましたので、それはそういう状況を見ながら清掃を行っていきたいということで、今年度は一度実施していますというお話を聞いております。

センターラインに関しましては、北海道の予算もあるのでしょうけれども、基本的には年1回行う予定ですという回答はいただいております。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 山下竜哉君。

○4番（山下竜哉君） やはり昆布時期になると、割と高齢者と言ったら怒られますが、私より先輩たちが通るシーンが多くなる、より多くなるということで、よりそういった声を聞きます。

最後に、そういった相泊方面の道路の安全対策、これは警察と協議して相談していくということなのですが、何かしらの啓発というのも必要だと思います。このとおりなのですが、どこか知円別から向こう、何か昆布ロードとか、昆布街道とかという名づけをして、それも観光の一つにしていったらどうかなという提案をしたら駄目なんでしょうか、そういうお考えはいかがでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ちょっと御質問の趣旨を確認したいというふうに思いますが、安全性のためにそういった命名をしたり、看板をつけたりということなのでしょうかね。その辺がちょっと質問が分からなかったので、再度よろしくお願いします。

○議長（佐藤 晶君） 山下竜哉君。

○4番（山下竜哉君） まず、昆布ロード、昆布街道というような名前をつけまして、ここから先に何月何月は特に危険ですよ、作業していますよという啓発をしていかれたらいかがでしょうかという質問です。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの質問であれば、そこを観光利用される方に対しての啓発ということになるかというふうに思います。その場合、山下議員が観光客の安全を守るためにそうするのだということになるかというふうに思うのですけれども、基本的なことです。そもそも危険なのは、路上駐車をしているということです。このことを先にしっかり対応しない限り、いや、路上駐車をたくさんしているから、あなたたち気をつけてねということにはならないというふうに思っております。ですから、このことを問題にすれば、相泊、特に多いのは、ルサ川から相泊の間だと思います。確かに道路幅もそんなに広くないですし、駐車場等々、それぞれの番屋が持ち合わせているわけでもないでしょうから、路上駐車というのは目立ちます。そういった中で、それをまずそういうものだということにして、観光の方に気をつけてよというのは、これちょっとお門違いになってしまう。そもそも、路上駐車をやめてくださいというほうに注意をしなければいけないので、それを問題にするということになると、そこで働いている、今まではどちらかというと、おっしゃるとおり、目をつぶってきた部分があるかというふうに思いますが、そこは警察に御相談をして、指導をしていただくことになるのではないかなというふうに考えますが、そういう趣旨でも構わないのでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 山下竜哉君。

○4番（山下竜哉君） 私の質問がしどろもどろで申し訳ございません。私が言いたかったのは、そういった道ですので、昆布を運んだりして道路を渡る、夏休みで子どもたちも増える、危険ですよということを観光客に知らせしてほしいということです。それを言いたかったのです。お分かりでしょうか。観光客に危険な道路であるということを知ってもらおうというのですかね。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） この件については、御質問になると私どもの立場としては、やはりルールを守っていただきたいということを指導していくというのが当然のことになってしまうというふうに思っています。観光として、ここから先、昆布がたくさん取れていて、香りがして、浜には昆布が並んでいて、そういう場所なのですよということをPRするために、例えば知床羅臼昆布ロード、羅臼昆布ロードですとかという名前をつけて、よ



くありますよね、そういう道が。そういうようなPRをしたらどうかということに関しては、検討の余地は十分あるというふうに思います。しかし、先ほど言ったような理由であれば、なかなかそのためにということはルール上、やはりそれは違うのかなというふうに考えるところでございます。

○議長（佐藤 晶君） 山下竜哉君。

○4番（山下竜哉君） 町長の言われるとおりでございます。それを言いたかった、しかし言えなかった、山下。未熟でした。

これで質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（佐藤 晶君） これで、一般質問を終わります。

---

◎日程第6 議案第45号 羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第6 議案第45号羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案書の23ページをお開き願います。

議案第45号羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

羅臼町教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名につきましては、葛西良浩氏。

昭和48年8月5日生まれの51歳でございます。

住所は、目梨郡羅臼町船見町132番地29。

葛西氏は、札幌スクールオブビジネスを卒業後、平成6年に札幌東武ホテルに入社をされ、その後、平成12年10月にファーストリテイリング入社をしております。平成15年5月より有限会社木切別漁業に入社をされ、平成30年4月に木切別漁業の代表取締役社長を務められております。

公職歴でございますが、平成24年4月に羅臼町社会教育委員を務められております。平成28年10月1日から現在まで、羅臼町教育委員として御尽力をいただいているものでございます。

葛西氏におかれましては、人格、識見ともに適任でありますので、引き続きの任命に御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 討論なしと認めます。

これから、議案第45号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、議案第45号は、同意することに決定いたしました。

---

◎日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第7 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(湊屋 稔君) 24ページをお開き願います。

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

推薦者の名前につきましては、井田みゆき氏。

昭和46年4月4日生まれの53歳でございます。

住所は、目梨郡羅臼町共栄町29番地。

井田氏におかれましては、北海道標津高等学校を卒業後、カネボウ化粧品釧路支店に勤務をされております。その後、羅臼にお越しいただいているところでございます。

井田氏におかれましては、町内会活動や女性活動も積極的に行っており、中心的な役割を果たしております。井田氏は、人格、識見ともに適任であります。議員皆様の御賛同をお願い申し上げます。

○議長(佐藤 晶君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 討論なしと認めます。

これから、諮問第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、お手元に配付した意見のとおり、答申することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、諮問第1号は、適任として答申することに決定いたしました。

---

### ◎日程第8 議案第37号 令和6年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第8 議案第37号令和6年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(湊屋 稔君) 議案書の5ページでございます。

議案第37号令和6年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算でございます。

その後、議案第38号令和6年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算から議案第44号財産の取得においてまでを上程させていただき、それぞれの議案について副町長並びに担当課長より説明をいたしますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

○議長(佐藤 晶君) 副町長。

○副町長(川端達也君) 議案の5ページをお願いいたします。

議案第37号でございます。令和6年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和6年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,207万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億3,231万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

6ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

14款国庫支出金1,519万4,000円を追加し、3億1,649万4,000円。

2項国庫補助金1,519万4,000円を追加し、1億8,213万7,000円。

内訳につきましては、令和5年度から実施している国の総合経済対策に基づきまして、物価高騰対策として低所得者世帯に対する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,133万3,000円が追加。新型コロナウイルスワクチンが予防接種法のB類疾病に位置づけられたことにより、町が定期接種として実施することとなり、その経費に対して国からの補助金が489万7,000円の追加。また、補助金の確定によりまして、羅臼町スポーツ習慣化促進事業における地域振興費補助金29万2,000円が追加され、羅臼町郷土資料館LED改修工事の北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金が132万8,000円減額となります。

15款道支出金90万円を減額し、1億7,423万8,000円。

2項道補助金90万円を減額し、8,445万2,000円。

学校給食センター整備事業における北方領土隣接地域振興等事業補助金が確定したことによるものでございます。

17款1項寄附金21万7,000円を追加し、7億441万7,000円。

事業者と個人からそれぞれ1件ずつの善意の寄附を頂いたものでございます。

19款1項繰越金1億4,536万4,000円を追加し、2億132万1,000円。

歳出の財源調整のため、その財源として、前年度繰越金に求めるものでございます。

21款1項町債220万円を追加し、2億1,520万円。

当初予定しておりました補助金が減額となったことにより、その財源を地方債に追加するものでございます。

歳入合計1億6,207万5,000円を追加し、54億3,231万9,000円となるものでございます。

7ページでございます。

歳出でございます。

2款総務費1億1,802万8,000円を追加し、16億9,546万円。

1項総務管理費1億1,802万8,000円を追加し、16億1,971万2,000円。

この内容につきましては、旅費で180万3,000円の追加であります。当初予定していませんでした知床岬基地局業務や知床国立公園60周年記念事業に伴う環境省や北海道庁訪問などが増えたことによるものでございます。

また、海岸町消火栓1基が老朽化による故障で取替えが必要となったことで、消防事務組合に対する負担金で134万2,000円。就業移住体験モニターツアー事業において、応募者が予定より多くなったことで116万6,000円がそれぞれ追加となります。

令和5年度決算における積立金としまして、財政調整基金へ1億1,350万円、事業

者と個人から1件ずつの善意の寄附を頂いたことによりまして、体育文化振興基金へ2万円、知床・羅臼まちづくり基金へ19万7,000円を積み立てるものでございます。

3款民生費3,253万2,000円を追加し、5億9,377万4,000円。

1項社会福祉費3,228万9,000円を追加し、4億9,356万2,000円。

内容につきましては、社会福祉法人優秋会地域密着型特養ふくろうの郷が今般の社会情勢の中で経営状況が厳しくなっておりまして、入所者が今後も継続して利用され、地域の福祉サービスを維持するために、町として補助するものでございまして、1,639万9,000円の追加。

また、国の総合経済対策における物価高騰支援として、令和5年度に低所得者に対しまして、臨時給付金を支給しておりますが、令和6年度において新たに住民税非課税世帯及び均等割のみ課税となった世帯に対して10万円を支給するものでありまして、1,125万6,000円の追加。

令和5年度の事業費確定によりまして、障がい者自立支援給付費及び医療費の道負担金164万4,000円が返還金となり、後期高齢者医療療養給付費負担金が令和6年度の負担金として精算するもので299万円が追加となります。

2項児童福祉費24万3,000円を追加し、1億20万2,000円。

令和5年度の事業費確定によるものでございますが、出産・子育て応援交付金が6万6,000円、子育て世帯臨時特別給付金事業10万円が返還金として追加となります。

また、国の総合経済対策における物価高騰支援として、低所得者世帯等支援臨時給付金のこども加算においても、18歳以下の子どもがいる世帯で令和6年度に新たに住民税非課税世帯、または均等割のみの課税となった世帯の児童1人当たり5万円を支給するものでございますが、令和6年度の繰越事業予算の不足分として7万7,000円を追加するものでございます。

4款衛生費1,012万3,000円を追加し、7億1,825万6,000円。

1項保健衛生費1,012万3,000円を追加し、3億4,657万5,000円。

この内訳につきましては、令和5年度の感染症予防事業、風疹抗体検査が7万1,000円と新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費322万5,000円が、いずれも事業費確定による返還金でございます。

また、新型コロナウイルスが感染症5類に移行され、予防接種法のB類疾病として定期接種に位置づけられたことで、これまで国主導で行ってきましたが、今後は各市町村が定期接種として行うこととなり、国からの補助金を活用して実施するものでございまして682万7,000円の追加となっております。

5款農林水産業費110万円を追加し、9,582万7,000円。

3項水産業費110万円を追加し、8,077万9,000円。

本年3月にダイキン工業株式会社さんと知床財団、斜里町、羅臼町の四者が協定を締結しまして、知床世界遺産地域とその周辺における自然環境を守る事業を実施するものに対

して、ダイキン工業株式会社様からの寄附を頂いて取り組むものでございまして、森・川・海の生態系と生物多様性の維持保全プロジェクト事業としまして、昆布の藻場造成に向けた事業を行うものでございます。

8款教育費29万2,000円を追加し、4億3,121万3,000円。

6項保健体育費29万2,000円を追加し、1億7,318万4,000円。

羅臼町スポーツ習慣化促進事業における地域振興費補助金が確定したことによるものでございます。

歳出合計1億6,207万5,000円を追加し、54億3,231万9,000円となるものでございます。

8ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

2件の変更がございます。

起債の目的は、郷土資料館整備事業債及び給食センター施設整備事業債であります。予定しておりました補助金が減額となったことに伴い、起債限度額を増額するものでございます。郷土資料館整備事業債が限度額600万円を730万円に変更、給食センター施設整備事業債が限度額610万円を700万円に変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

以上でございますが、事項別明細書を別冊資料として配付させていただいておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

---

◎日程第9 議案第38号 令和6年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第9 議案第38号令和6年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 議案の9ページをお願いします。

議案第38号令和6年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算。

令和6年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところに

よる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,648万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,244万4,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

10ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

5款繰入金144万6,000円を追加し、5,312万8,000円。

2項基金繰入金144万6,000円を追加し、282万7,000円。

内容としましては、令和5年度保険給付費等交付金の額の確定に伴い、返還金が生じたため、その財源を財政調整基金に求めるものでございます。

続きまして、6款1項繰越金3,503万7,000円を追加し、3,503万8,000円。

内容につきましては、前年度繰越金を財政調整基金へ積み立てるものでございます。

歳入合計3,648万3,000円を追加し、10億1,244万4,000円とするものでございます。

11ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費3,503万7,000円を追加し、4,506万5,000円。

1項総務管理費3,503万7,000円を追加し、4,082万円。

前年度繰越金を財政調整基金に積み立てるため、積立金に追加するものでございます。

続きまして、7款諸支出金144万6,000円を追加し、8,350万8,000円。

1項償還金及び還付加算金144万6,000円を追加し、228万7,000円。

内容としましては、令和5年度保険給付費等交付金の額の確定に伴い返還金が生じたため、保険給付費等償還金に追加するものでございます。

歳出合計3,648万3,000円を追加し、10億1,244万4,000円とするものでございます。

なお、この補正予算につきましては、去る9月5日開催の令和6年第4回羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいているものでございますことを御報告させていただきます。

また、事項別明細書につきましては、別冊資料17ページから22ページに掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質疑を

許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで、質疑を終わります。

---

◎日程第10 議案第39号 令和6年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正  
予算

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第10 議案第39号令和6年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(本見泰敬君) 議案の12ページをお願いいたします。

議案第39号令和6年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算。

令和6年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ577万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,040万3,000円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

13ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

5款道支出金49万1,000円を追加し、6,430万2,000円。

1項道負担金49万1,000円を追加し、5,669万7,000円。

内容としましては、介護給付費負担金に係る前年度精算分の追加交付分です。

7款繰入金255万2,000円を追加し、9,379万9,000円。

2項基金繰入金255万2,000円を追加し、672万4,000円。

内容としましては、令和5年度分介護給付費及び介護支援事業支援交付金の精算に伴う返還金の財源として前年度繰越金を充当し、さらに不足となる額を介護給付費準備基金繰入金に求めるものでございます。

8款1項繰越金273万円を追加し、273万1,000円。

内容としましては、令和5年度介護給付費及び支援事業支援交付金の精算に伴う返還金の財源として、前年度繰越金に求めるものでございます。

歳入合計577万3,000円を追加し、4億9,040万3,000円となるものでござ



ございます。

14ページをお願いいたします。

歳出でございます。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金577万3,000円を追加し、612万4,000円。

内容としましては、令和5年度分の介護給付費等交付金額の確定に伴う返還金でございます。内訳につきましては、国庫支出金等返還金が452万2,000円、支払基金交付金精算金が73万1,000円、道支出金等返還金が52万円の合計577万3,000円でございます。

歳出合計577万3,000円を追加し、4億9,040万3,000円となるものでございます。

なお、詳細につきましては、別冊資料、事項別明細書の23ページから28ページに掲載をしておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

---

◎日程第11 議案第40号 令和6年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第11 議案第40号令和6年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） 議案の15ページをお開き願います。

議案第40号令和6年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算でございます。

第1条は、総則でございます。

令和6年度目梨郡羅臼町の水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的収入及び支出の補正でございます。

令和6年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款水道事業収益に134万2,000円を増額し、1億7,279万8,000円。

第1項営業収益に134万2,000円を増額し、1億2,772万円。

海岸町に設置されている消火栓1基が老朽化によりバルブ操作が不可能となりましたことから取替工事を計画し、工事の実施に係る根室北部消防事務組合からの負担金でございます。

支出でございます。

第1款水道事業費用に134万2,000円を増額し、1億4,688万6,000円。

第1項営業費用に134万2,000円を増額し、1億3,211万6,000円。

海岸町の消火栓1基の取替工事に係る受託工事費用でございます。

なお、別冊資料29ページに補正予算実施計画を掲載しておりますので、後ほどお目通しいただき、御審議の上、御可決賜りますようよろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

ここで、午後2時15分まで休憩いたします。2時15分より再開をいたします。

午後 2時02分 休憩

---

午後 2時15分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### ◎日程第12 議案第41号 羅臼町印鑑条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第12 議案第41号羅臼町印鑑条例の一部を改正する条例制定について、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民環境課長。

○町民環境課長（野田泰寿君） 議案の16ページをお願いいたします。

議案第41号羅臼町印鑑条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町印鑑条例（平成4年条例第30号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

17ページをお願いします。

羅臼町印鑑条例の一部を改正する条例。

この条例改正につきましては、令和6年5月17日開催の第2回臨時議会において、デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、マイナンバーカードによるコンビニエンス

ストアでの住民票、印鑑登録証明書などの発行が利用可能とするための構築費に係る予算補正を可決いただいたところでございますが、このたびの条例改正は、コンビニ交付を利用可能とするための規定を追加するものでございまして、説明につきましては、参考資料10ページ、資料7をもって御説明させていただきたく、御理解を賜りますようお願いいたします。

参考資料の10ページをお開き願います。

羅臼町印鑑条例の一部を改正する条例の概要になります。

改正理由につきましては、本条例に印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴う条例の改正を行うものでございます。

改正の趣旨につきましては、電子署名に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律改正に伴い、マイナンバーカードを利用し、コンビニエンスストアでの多機能端末機を介した印鑑登録証明書の交付を可能とするための規定を追加するものでございます。

改正内容は、羅臼町印鑑条例第20条の2に、「印鑑登録者は個人番号カード利用者認証書をコンビニエンスストアの多機能端末機に必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる」を追加するものでございます。

次のページには、新旧対照表を添付してございますので、追加箇所については後ほど御確認いただきたいと思いますと存じます。

なお、附則として、この条例は令和6年10月20日から施行するとしておりまして、10月20日からの利用開始を目指し、現在準備を進めているところでございます。

説明は以上になります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

---

◎日程第13 議案第42号 羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第13 議案第42号羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（州崎久代君） 議案の18ページをお願いします。

議案第42号羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

19ページをお願いします。

羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

羅臼町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

改正理由といたしましては、令和5年に公布された番号法等一部改正法により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、関係法令が改正されたことにより所要の改正を行うもので、内容は被保険者証が廃止されることに伴い被保険者証の交付がなくなるため、罰則規定中の被保険者証の文言を削るものでございます。

改正条文です。

第18条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは」を「又は」に改め、「、又は同条第3項若しくは第4項の規定により、被保険者証の返還を求められて、これに応じない場合に」を削る。

附則。

施行期日。この条例は令和6年12月2日から施行する。

経過措置。この条例の施行日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第9条の規定によりなお従前の例によるとされることとされる場合におけるこの条例の施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

なお、本条例の改正につきましては、さる9月9日開催の令和6年第4回羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、現案のとおり答申をいただいておりますことを御報告させていただきます。

また、参考資料12ページ、資料9に、本条例の概要、続きます13ページ、資料10に、本条例の新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

---

◎日程第14 議案第43号 羅臼町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正  
する条例制定について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第14 議案第43号羅臼町水道事業の設置等に関する条例

の一部を改正する条例制定について、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） 議案の20ページをお開き願います。

議案第43号羅臼町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

羅臼町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

21ページをお開き願います。

羅臼町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

羅臼町水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、今後の管理及び運営の効率化を目的に、特定簡易水道事業を上水道事業に統合することに伴う改正でございます。

条文でございます。

第2条第2項を次のように改める。

2項、給水区域、計画給水人口及び計画1日最大給水量は次に掲げるとおりとする。

（1）羅臼町上水道事業。

ア、給水区域。

市街地区。幌萌町の一部、春日町、麻布町、八木浜町、知昭町、松法町、礼文町、本町、緑町、湯の沢町、栄町、富士見町、船見町、共栄町、海岸町。

岬地区。岬町の一部。

峯浜地区。峯浜町。

イ、計画給水人口、4,520人。

ウ、計画1日最大給水量、4,496立方メートル。

第2条の2を削る。

第3条第1項中「法」を「地方公営企業法（昭和27年法律292号。以下「法」という。）」に改め、「以下「施行令」という。」を削り、「第8条」を「第8条の2」に改める。

第4条を次のように改める。

特別会計。

第4条、法第17条の規定に基づき特別会計を設ける。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

なお、参考資料の14ページ、資料11に一部改正する条例の概要、15ページから16ページ、資料12に本条例の一部改正新旧対照表を掲載してございますので、後ほどお目通しいただき、御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質疑を

許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで、質疑を終わります。

---

#### ◎日程第15 議案第44号 財産の取得について

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第15 議案第44号財産の取得について、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(本見泰敬君) 議案の22ページをお願いいたします。

議案第44号財産の取得について。

次の物件を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めらるるものでございます。

1の取得物件は、個人用透析装置一式、3台でございます。

2の取得の目的は、医療機器更新のためでございます。

3の取得価格は、984万5,000円。

4の取得の相手方は、住所、北海道釧路市愛国東2丁目1番17号。氏名、株式会社あしのメディカル、代表取締役、渡邊浩往でございます。

購入の理由でございますが、現在使用しております個人用透析装置は、平成24年5月購入のもので、11年が経過しており、今後の安定した透析治療を行うため、機器の更新を行うものでございます。

なお、その他購入機器の詳細につきまして、別冊参考資料の17ページ、資料13に掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長(佐藤 晶君) 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで、質疑を終わります。

---

#### ◎散会宣告

---

○議長(佐藤 晶君) これで、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、9月12日は午前10時開議といたします。

議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後 2時28分 散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員